

大阪府 大阪市公報

発行所
 大阪市役所
 大阪市北区中之島 1-3-20
 電話 06-6208-7444

目 次

規 則

| | |
|-------------------------------------|----|
| 大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則 | 5 |
| 大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則 | 6 |
| 大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 | 7 |
| 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 7 |
| 大阪市財産規則の一部を改正する規則 | 8 |
| 大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則 | 9 |
| 大阪市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 | 15 |
| 大阪市消防法施行規則の一部を改正する規則 | 16 |
| 大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 | 17 |

企業管理規程

| | |
|---|----|
| 大阪市交通局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程 | 17 |
| 大阪市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程 | 18 |

告 示

| | |
|--------------------------------------|----|
| 放置自動車の処理 | 19 |
| 監査委員の任命 | 19 |
| 固定資産評価審査委員会委員の任命 | 20 |
| 大阪都市計画臨港地区（大阪港臨港地区）の変更に係る図書の縦覧 | 20 |
| 大阪都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の縦覧 | 20 |
| 大阪都市計画地区計画（舞洲地区地区計画）の変更に係る図書の縦覧 | 21 |
| 大阪市屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日 | 21 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告 | 22 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告 | 22 |
| 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 | 24 |
| 一般競争入札の執行（ゼオライトの購入） | 24 |
| 一般競争入札の執行（かせいソーダ等の購入） | 27 |
| 一般競争入札の執行（高分子凝集剤等の購入） | 31 |
| 一般競争入札の執行（平成 25 年度公共事業建設資材価格調査等業務委託） | 35 |
| 一般競争入札の執行（平成 25 年度市税徴収金収納整理事務に | |

| | |
|--|----|
| 係る印字出力・事後処理業務委託)..... | 38 |
| 一般競争入札の執行(放置自転車等運搬業務委託)..... | 41 |
| 一般競争入札の執行(大阪市中央卸売市場本場一般廃棄物搬出 等業務委託)..... | 45 |
| 一般競争入札の執行(大阪市中央卸売市場南港市場一般廃棄物 収集運搬業務委託)..... | 48 |
| 一般競争入札の執行(乾燥 BCG ワクチン(経皮用)の購入)..... | 51 |
| 一般競争入札の執行(大阪市立学校の産業廃棄物収集運搬業務 委託)..... | 54 |
| 開発行為に関する工事の完了..... | 57 |
| 道路の位置指定..... | 57 |
| 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和 の認定..... | 58 |
| 大阪都市計画用途地域の変更に係る図書の縦覧..... | 58 |
| 大阪都市計画特別用途地区(工業保全地区)の変更に係る図書 の縦覧..... | 59 |
| 大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の縦覧..... | 59 |
| 落札者等の公示..... | 60 |
| 落札者等の公示..... | 60 |
| 電子印に係る公印の用途変更..... | 61 |
| 特定計量器の定期検査..... | 61 |
| 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の指定..... | 62 |
| 道路法違反物件の除却..... | 64 |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申 請の概要..... | 64 |
| 大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 所在地変更..... | 66 |
| 大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 所在地変更..... | 66 |
| 一般競争入札の執行(大阪市交通局庁舎で使用する電気)..... | 67 |
| 一般競争入札の執行(車体揚げジャッキ装置の製造)..... | 69 |
| 一般競争入札の執行(営業所オンラインシステム運用支援業務 委託)..... | 72 |
| 一般競争入札の執行(管路情報管理システムデータベース更新 整理・給水装置竣工図書入出力業務委託)..... | 76 |
| 一般競争入札の執行(水道用液体硫酸ばんど(柴島浄水場)等 の購入)..... | 79 |
| 落札者等の公示..... | 83 |
| 公 告 | |

| | |
|---|----|
| 一般競争入札の執行（廃棄簿冊の売払い） | 84 |
| 一般競争入札の執行（古紙・衣類（北部環境事業センター分）等の売払い） | 86 |
| 一般競争入札の執行（車号板前面「1102」「1802」2枚セット（大阪市交通局不用品）等の売払い） | 90 |
| 条件付一般競争入札の執行（土地の賃貸借） | 95 |
| 職員団体の登録事項の変更（大阪市会事務局職員組合） | 97 |
| 大阪市職員共済組合役員の就職 | 97 |
| 達 | |
| 東住吉区役所課長等専決規程の一部改正 | 98 |

公布された規則のあらまし

◇大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 夢洲C10岸壁及び夢洲C11岸壁を廃止することにしました。
- 2 この規則は平成24年12月28日から施行することにしました。
(平成24年大阪市規則第255号 港湾局計画整備部海務担当)

◇大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 政策企画室の企業誘致担当課長を3名から4名にすることにしました。
- 2 この規則は、平成25年1月1日から施行することにしました。
(平成24年大阪市規則第256号 人事室人事課)

◇大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 市民協働課を未来戦略課に名称変更することにしました。
- 2 総務課の事務分掌の一部を未来戦略課に移すことにしました。
- 3 地域連携担当課長を置くことにしました。
- 4 安心まちづくり担当課長を安心安全担当課長に名称変更することにしました。
- 5 この規則は、平成25年1月1日から施行することにしました。
(平成24年大阪市規則第257号 東住吉区役所総務課)

◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 小学校及び中学校の運営に関し必要な事項を習得するための研修を受ける公募校長任用予定者の業務に従事する非常勤の職員の報酬の額を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成25年1月1日から施行することにしました。
(平成24年大阪市規則第258号 人事室給与課)

◇大阪市財産規則の一部を改正する規則

- 1 電柱その他継続して設置される物件を設置する場合における行政財産の使用料を改定することにしました。

- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。
(平成24年大阪市規則第259号 契約管財局管財部管財担当)

◇大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 個人の市民税について、減免に係る申請の期限を改めるとともに、失業者及び所得減少者に対する減免の対象となる者を改めることにしました。
- 2 固定資産税について、減免の対象となる固定資産を改めるとともに、減免措置の適用期限を定め、併せて、市規則に定める減免の適用状況を公表することにしました。
- 3 軽自動車税について、減免の対象となる軽自動車等を改めるとともに、減免措置の適用期限を定め、併せて、社会福祉法人の所有する軽自動車等に対する減免の適用状況を公表することにしました。
- 4 事業所税について、すべての減免を廃止することにしました。
- 5 市民税・府民税、法人の市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税について、減免申請書の様式を改めることにしました。
- 6 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 7 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 8 この規則は、平成25年1月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は平成25年4月1日から施行することにしました。
(平成24年大阪市規則第260号 財政局税務部管理課)

◇大阪市屋外広告物条例施行規則の一部改正

- 1 大阪市屋外広告物条例の一部改正に伴い、屋外広告物の表示等に係る禁止区域に関する規定の適用を受けないこととされた屋外広告物の表示等の許可に係る手続等を定めることにしました。
- 2 電柱に巻きつけて取り付けることができる屋外広告物の高さの基準を1.9メートル以上から1.2メートル以上に改めるなど、屋外広告物の表示に関する許可の基準を改めることにしました。
- 3 この規則は、平成25年1月1日から施行することにしました。
(平成24年大阪市規則第261号 建設局管理部路政課)

◇大阪市消防法施行規則の一部を改正する規則

- 1 第2号様式「防火対象物点検票」に急速充電設備の記載欄を加えることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、公布の日（平成24年12月28日）から施行することにしました。
(平成24年大阪市規則第262号 消防局予防部予防課)

◇大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 今市住宅及び今市-1駐車場を設置することにしました。
- 2 この規則は、公布の日（平成25年1月11日）から施行することにしました。
(平成25年大阪市規則第1号 都市整備局住宅部管理課)

公布された規程のあらまし

◇大阪市交通局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

- 1 欠勤による昇給の号給数の調整の基準を改めることにしました。
- 2 この規程は、平成25年1月1日から施行することにしました。

(平成24年大阪市交通事業管理規程第65号 交通局職員部職員課)

◇大阪市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

- 1 交通局企業職員給料表(2)の適用を受ける職員の給料月額を調整する基準を定めることにしました。
- 2 この規程は、平成25年1月1日から施行することにしました。

(平成24年大阪市交通事業管理規程第66号 交通局職員部職員課)

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

平成24年12月27日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第255号

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市港湾施設条例施行規則（平成21年大阪市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第1岸壁の項中

| | |
|---------|-----------------|
| 北港白津岸壁 | 大阪市此花区北港白津1丁目地先 |
| 夢洲C10岸壁 | 大阪市此花区夢洲東1丁目地先 |
| 夢洲C11岸壁 | 同上 |

を

「
 北港白津岸壁 | 大阪市此花区北港白津1丁目地先
 」

に改める。

別表第2岸壁の項中

「

| | |
|---------|-------|
| 北港白津岸壁 | 2,000 |
| 夢洲C10岸壁 | 1,000 |
| 夢洲C11岸壁 | 1,000 |

」

を

「

| | |
|--------|-------|
| 北港白津岸壁 | 2,000 |
|--------|-------|

」

に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

附 則

この規則は、平成24年12月28日から施行する。

(平24.12.27揭示済)



次に掲げる規則を公布する。

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市財産規則の一部を改正する規則

大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市消防法施行規則の一部を改正する規則

平成24年12月28日

大阪市長 橋 下 徹



大阪市規則第256号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

別表第3 政策企画室秘書部の項中「3」を「4」に改める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

（平24. 12. 28揭示済）

大阪市規則第257号

大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東住吉区事務分掌規則（平成24年大阪市規則第160号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民協働課」を「未来戦略課」に改める。

第3条総務課の項第1号中「人事」を「人事（他の課の所管に属するものを除く。）」に改め、同項中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、第9号及び第10号を削り、第11号を第6号とし、第12号を第7号とし、同条市民協働課の項中「市民協働課」を「未来戦略課」に改め、第10号を第16号とし、第1号から第9号までを6号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第6号までとして次の6号を加える。

- (1) 東住吉区役所の職員の人材育成に関する事
- (2) 区行政に係る事項の調査及び企画に関する事
- (3) 広報及び市民の各種相談その他広聴に関する事
- (4) 事業所及び出先行政機関との連絡調整その他区内における事務事業の総合調整に関する事
- (5) 屋外広告物に関する事
- (6) 自衛官の募集に関する事

| | | | | |
|-----|--------------|---|-----------|-------|
| | 「総合企画担当課長 | | 「企画調整担当課長 | |
| 別表中 | 企画調整担当課長 | を | 地域連携担当課長 | に改める。 |
| | 安心まちづくり担当課長」 | | 安心安全担当課長」 | |

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

（平24. 12. 28揭示済）

大阪市規則第258号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規

則第71号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局(学校その他の教育機関を含む。)の項中

| | | |
|-------------------|----|----------|
| 教育センター施設の管理業務を行う者 | 月額 | 168,000円 |
|-------------------|----|----------|

を

| | | |
|--|----|----------|
| 教育センター施設の管理業務を行う者 | 月額 | 168,000円 |
| 小学校及び中学校の運営に関し必要な事項を習得するための研修を受ける公募校長任用予定者 | 月額 | 314,000円 |

に改める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(平24.12.28揭示済)

大阪市規則第259号

大阪市財産規則の一部を改正する規則

大阪市財産規則(昭和39年大阪市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表電柱並びにその支柱、支線柱及び支線の項中「、支線柱及び支線」を「及び支線柱」に、「4,700円」を「5,400円」に改め、同表電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線の項中「、支線柱及び支線」を「及び支線柱」に、「1,500円」を「3,100円」に改め、同表公衆電話所の項中「5,400円」を「6,300円」に改め、同表水道管、ガス管その他の埋設物の項中「250円」を「280円」に、「330円」を「380円」に、「490円」を「560円」に、「650円」を「750円」に、「1,200円」を「1,300円」に、「1,600円」を「1,900円」に、「3,300円」を「3,800円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に使用許可期間が始まる使用に係る使用料の額については、当該許可期間中に限り、なお従前の例による。

(平24.12.28揭示済)

大阪市規則第260号

大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市市税条例施行規則（昭和29年大阪市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「納期を分けたものについては、」を「個人の市民税については各納期限、固定資産税については」に改め、同項第1号中「から第4号まで又は第8号」を「、第3号又は第7号」に改め、同号ア中「6月15日（5月31日後に給与所得に係る特別徴収税額を通知したときは、当該通知をした日の翌日から起算して15日を経過する日）」を「当該減免を受けようとする月割額を徴収すべき月の前月の末日」に改め、同号イ中「年金所得に係る特別徴収」を「年金所得に係る特別徴収（以下「年金所得に係る特別徴収」という。）」に、「6月30日」を「支払回数割仮特別徴収税額（条例第51条の8第3項において読み替えられた条例第51条の5第2項に規定する支払回数割仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）又は支払回数割特別徴収税額（条例第51条の5第2項に規定する支払回数割特別徴収税額をいう。以下同じ。）を徴収すべき日の属する月の前月の末日（当該年度の4月1日から6月末日までの間に徴収すべき支払回数割仮特別徴収税額について減免を受けようとするときは、6月30日）」に改め、同項第2号中「最初の」を「各」に改め、同項中第3号を次のように改める。

(3) 条例第45条第1項第3号に規定する事由に該当する者のうち、所得税法第111条の規定による予定納税額の減額の承認の申請ができるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア 所得税法第111条第1項の規定により予定納税額の減額の承認の申請をする者が、条例第43条第1項の第1期の納期に係る納付額（給与所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税にあつては7月に徴収すべき月割額、年金所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税にあつては当該年度の4月1日から6月末日までの間に徴収すべき支払回数割仮特別徴収税額）について減免を受けようとする場合（イに該当する場合を除く。） 7月15日

イ 所得税法第111条第1項の規定により予定納税額の減額の承認の申請をする者で、同条第3項の規定の適用を受けるものが、条例第43条第1項の第1期の納期限の日から同法第111条第3項に定める日までの間に納期限が到来する部分の税額（給与所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税にあつては7月から同項に定める日の属する月までの間に徴収すべき月割額、年金所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税にあつては当該年度の4月1日から同項に定める日の属する月の末日までの間に徴収すべき支払回数割仮特別徴収税額又は支払回数割特別徴収税額）について減免を受けようとする場合 同項に定める日

ウ 所得税法第111条第2項の規定により予定納税額の減額の承認の申請をする者が、条例第43条第1項の第3期の納期に係る納付額（給与所得

に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税にあつては、11月に徴収すべき月割額) について減免を受けようとする場合 (エに該当する場合を除く。) 11月15日

エ 所得税法第111条第2項の規定により予定納税額の減額の承認の申請をする者で、同条第3項の規定の適用を受けるものが、条例第43条第1項の第3期の納期限の日から同法第111条第3項に定める日までの間に納期限が到来する部分の税額(給与所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税にあつては11月から同項に定める日の属する月までの間に徴収すべき月割額、年金所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税にあつては当該年度の12月1日から同項に定める日(その日が当該年度の11月末日以前の日である場合を除く。))の属する月の末日までの間に徴収すべき支払回数割特別徴収税額) について減免を受けようとする場合 同項に定める日

第4条第1項中第4号を削り、同項第5号中「第45条第4項第2号から第4号まで」を「第45条第5項各号」に、「非営利型法人等」を「公益社団法人等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「第6号を除く。) 又は第4条の3第14号」を「第5号を除く。) 」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第71条第1項第6号」を「第71条第1項第5号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第45条第2項」を「第45条第3項」に改め、同号を同項第7号とする。

第4条の2を次のように改める。

(市民税の減免)

第4条の2 条例第45条第1項第2号に規定する市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 正当な理由のない自己の都合による退職、定年退職又は移籍出向を理由とする退職をした者
- (2) 前年中に事業所得等の給与所得以外で継続性のある所得を有しており、当該所得の金額の合計額が給与所得の金額を上回っている者

2 条例第45条第1項第3号に規定する市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前項第1号に掲げる者
- (2) 所得税法第111条の規定による予定納税額の減額の承認の申請ができる者で、当該申請をしないもの
- (3) 当該年中の不動産所得の金額、事業所得の金額(租税特別措置法第28条の4第1項、第37条の6第4項、第37条の9第2項、第37条の10第1項、第37条の10の2第2項、第37条の11の3第1項及び第2項並びに第41条の14第1項に規定する事業所得の金額を除く。)及び給与所得の金額の見積額の合計額が前年のこれらの所得の金額の合計額の10分の6を超える者

第4条の3中「の各号に掲げる固定資産」を「の各号に掲げる固定資産に対して課する固定資産税(第1号から第6号までに掲げる固定資産にあつては、

平成25年度分の固定資産税に、第7号に掲げる固定資産にあつては、平成25年度分から平成27年度分までの固定資産税に限る。)」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号から第9号までを削り、第10号を第5号とし、第11号から第14号までを削り、第15号を第6号とし、第16号から第24号までを削り、第25号を第7号とし、第26号から第28号までを削り、第29号を第8号とし、同条に次の1項を加える。

2 市長は、毎年1回、前項の規定による減免をした固定資産について、当該固定資産に係る施設等の名称及び減免額その他必要な事項を公表するものとする。

第4条の4第1項中「軽自動車等に」を「軽自動車等に対して課する軽自動車税(第1号から第4号までに掲げる軽自動車等にあつては、平成25年度分から平成27年度分までの軽自動車税に限る。)に」に改め、同項第4号中「宗教法人又は」を削り、同条第2項第5号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、毎年1回、第1項第4号の規定による減免をした軽自動車等について、当該減免を受けた者の名称、条例第84条各号に掲げる軽自動車等の区分及び減免額を公表するものとする。

第4条の5を削る。

第7条の2第2項中「無体財産権等(地方税法)」を「無体財産権等(地方税法(昭和25年法律第226号))」に改める。

附則第5項から第9項までを次のように改める。

5から9まで 削除

別表様式一覧表第41号様式の項中オの項及びカの項を削り、同様式の項中キの項をオの項とする。

別表第41号様式中アを次のように改める。

ア 市民税・府民税



平成 年度 市民税・府民税 減免申請書

大阪市長様

平成 年 月 日

大阪州市税条例第45条の規定に基づき、次のとおり減免を申請します。

| | | | | | |
|---|--------------|---|--|---|---|
| 住所 | | | | | |
| (フリガナ) | | | | | |
| 氏名・印 | | 電話番号 | - - | | |
| 減免区分 (該当事由) | 第1項 | 第1号 <input type="checkbox"/> 生活保護等受給 | (受給開始年月日) 平成 年 月 日 | | |
| | | 第2号 <input type="checkbox"/> 失業 | (離職年月日) 平成 年 月 日 | | |
| | | 第3号 <input type="checkbox"/> 所得減少 | (所得減少率) . % <small>②の金額 小数点以下第2位 ①の金額 未満切り捨て</small> | | |
| | | 第4号 <input type="checkbox"/> 障害者・未成年者・寡婦・寡夫 | (前年の合計所得金額) 円 | | |
| | 第3項 | 第1号 <input type="checkbox"/> 災害(人的被害) | (被害を受けた日) 平成 年 月 日 | | |
| | | 第2号 <input type="checkbox"/> 災害(住宅・家財被害) | (被害を受けた日) 平成 年 月 日 | | |
| 第3号 <input type="checkbox"/> 災害(事務所等被害) | | (被害を受けた日) 平成 年 月 日 | | | |
| 申請理由 (具体的に記入) | | | | | |
| 減免を受けようとする 期(月)別 | 普通徴収 | 給与特別徴収 | 年金特別徴収 | | |
| | 期(月)分～ 期(月)分 | 月分～ 月分 | 月分～ 月分 | | |
| 所得状況 (第1項第2号及び第3号の場合のみ記入) | 前年(平成 年)中の所得 | | 本年(平成 年)中の所得(見込額) | | |
| | 合計所得金額 | ① 円 | 合計所得金額 | ② 円 | |
| | 内 訳 | 給与所得 | ③ 円 | 給与所得 | 円 |
| | | 事業所得 <small>(土地・株式等譲渡、先物取引を除く)</small> | 円 | 事業所得 <small>(土地・株式等譲渡、先物取引を除く)</small> | 円 |
| | | 不動産所得 | 円 | 不動産所得 | 円 |
| | 合計 | 円 | 合計 | 円 | |
| 継続性所得(利子・配当・事業・不動産) 所得、年金に係る雑所得等の合計 | | ④ 円 | <small>注1)第1項第3号の場合は①・③・④の項目のみ記入 注2)第1項第3号の場合は④以外の全項目を記入</small> | | |
| 本年中の 収入状況 (第1項第1号(生活保護等)及び第2号の場合のみ記入) | 申請日以前の収入金額 | 申請日以後の収入金額(見込額) | 合計金額 | | |
| | 円 | 円 | 円 | | |
| その他 資産等 の状況 | 預貯金等の金額 | 負債の金額 | 生活用以外の不動産の有無 | | |
| | 円 | 円 | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | | |

別表第41号様式イ中「(又は清算人)」、「法人税法第 条第 号 に規定

する非営利型法人並びに」、「4 大阪州市税条例第 条第 項第 号該当
清算中の法人」

及び「6 清算中の法人については、均等割のみが免除されます。」を削る。

別表第41号様式中ウ及びエを次のように改める。

ウ 固定資産税及び都市計画税

平成 年度 固定資産税 減免申請書
都市計画税

平成 年 月 日

大阪市長様
(区分)

住 所

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地〕

納税者

氏 名

〔法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名〕



〔電 話 番 号〕

大阪州市税条例 第 条第 項第 号
大阪州市税条例施行規則 条第 項第 号

に該当しますので、平成

年度分の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋・償却資産）の減免を申請します。

| 該 当 物 件 | 固定資産の所在 | 種類 | 面積（数量） | 備 考 |
|----------------------------|--------------------------|----|--------|------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 施設等の名称 <small>注1</small> | | | |
| 実 地 調 査 記 事 | | | | 調査員印 |
| | | | | |

注1 「施設等の名称」欄は大阪州市税条例施行規則の規定に該当して行う減免の申請の場合に記入してください。

注2 「実地調査記事」欄は記入しないでください。

工 軽自動車税

平成 年度 軽自動車税減免申請書

| | | |
|-----------|-------|-------------------------------------|
| (受付印) | 納税義務者 | 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) |
| 平成 年 月 日 | | 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名印) (電話番号 -) |
| 大 阪 市 長 様 | | () |

大阪市市税条例 第 条 第 項
 大阪市市税条例施行規則 第 条 第 項 第 号 に該当しますので、
 平成 年度分の軽自動車税の減免を申請します。

| | |
|------|---|
| 台帳番号 | - |
| 免除税額 | 円 |

| | | |
|-----------------|----------------------|--|
| 申請の理由 | (軽自動車等の用途・構造変更等の内容等) | |
| 申請対象軽自動車等 | 種 別 | 車両番号又は標識番号 |
| | 車名及び型式 | 車台番号 |
| | 主たる定置場の所在地 | 総排気量等 cc kw |
| | 所有者(売主) 住所 氏名 | 使用者(買主) 住所 氏名 |
| 身体障害者等 | 住 所 | 住 所 |
| | 氏 名 | 氏 名 |
| | 生 年 月 日 | 明・大昭・平 . . . (満 歳) |
| | 納税者との係 | 運 転 者 |
| | 交付手帳の別 | 身体障害者手帳 職傷病者手帳 療 育 手 帳 精神障害者保健福祉手帳 認定書・証明書 自立支援医療受給者証 |
| | 手帳等の交付番号及び交付年月日 | 第 号 明・大昭・平 . . . |
| | 免 許 の 種 類 | 第 号 |
| 免 許 の 条 件 | | |
| 障 害 名 | 調 査 記 事 等 | |
| 障害の級別又は障害の程度等 | 第 項・款 症 級 | 身体障害者障害程度等級表 級に相当する障害 |
| 精 神 障 害 の 程 度 等 | | 調 査 員 |

注 提示又は添付する書面等については裏面に記載する。

別表第41号様式中才及び力を削り、キをオとする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第4条の4の改正規定及び附則第6項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- この規則による改正後の大阪市市税条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新規則の規定中法人の市民税に関する部分は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

4 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 この規則による改正前の大阪市市税条例施行規則（以下「旧規則」という。）第4条の3第14号の規定により平成24年度分の固定資産税の減免を受けている固定資産（平成24年度に係る賦課期日から引き続き建築中又は改築中であるものに限る。）に対して課する平成25年度以後の年度分の固定資産税については、同号の規定は、なおその効力を有する。

（軽自動車税に関する経過措置）

6 新規則の規定中軽自動車税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成24年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

7 施行日前に開始した事業年度分の法人の事業及び平成24年以前の年分の個人の事業に対して課すべき事業所税については、旧規則第4条の5及び別表第41号様式オ及びカの規定は、なおその効力を有する。

（様式に関する経過措置）

8 この規則の施行の際現に存する旧規則別表第41号様式イによる用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

（平24. 12. 28揭示済）

大阪市規則第261号

大阪市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市屋外広告物条例施行規則（昭和31年大阪市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

3 条例第7条の3の規定により条例第4条の規定の適用を受けない広告物又は掲出物件について、条例第2条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者は、第1項の申請書にその者が行う地域における公共的な取組の内容及び当該取組に係る資金計画を記載した書類又はこれに準ずるものを添付しなければならない。

第3条の2の次に次の1条を加える。

（関係行政機関の意見聴取）

第3条の3 市長は、条例第7条の3の規定により条例第4条の規定の適用を受けない広告物又は掲出物件について条例第2条第1項の規定による市長の許可を受けようとする者に対し、当該許可をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の意見を聴くものとする。

第7条に次の1項を加える。

8 条例第7条の3に規定する市規則で定める取組は、次に掲げる取組とする。

- (1) 地方公共団体と地域住民等とが実施主体となつて行う催物
- (2) 防犯又は防災に関する取組
- (3) 道路、公園その他の公共施設の清掃又は美化
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域の振興、活力ある地域社会の形成等に寄与するものとして市長が認める取組

別表第1項第1号ア中(イ)を削り、同項第2号ア中(イ)を削り、同表第4項第1号ア中「1.9メートル」を「1.2メートル」に改め、同号ウ中「広告物」を「広告物（国又は地方公共団体が表示する防災又は防犯に関するものを除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(平24. 12. 28掲示済)



大阪市規則第262号

大阪市消防法施行規則の一部を改正する規則

大阪市消防法施行規則（昭和23年大阪市規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中

「

| | | | |
|------|----------------------------|--|--|
| 変電設備 | <input type="checkbox"/> 適 | | |
| | <input type="checkbox"/> 否 | | |

」

を

「

| | | | |
|--------|----------------------------|--|--|
| 変電設備 | <input type="checkbox"/> 適 | | |
| | <input type="checkbox"/> 否 | | |
| 急速充電設備 | <input type="checkbox"/> 適 | | |
| | <input type="checkbox"/> 否 | | |

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市消防法施行規則第2号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市消防法施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

(平24. 12. 28揭示済)

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 1月11日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第 1 号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1 公営住宅の表中生江第2住宅の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|-----|----------|---|
| 「 | 今 市 | 太子橋 1 丁目 | 」 |
|---|-----|----------|---|

別表第2 中生江第2駐車場の項の次に次の1項を加える。

| | | | |
|---|---------|----------|---|
| 「 | 今 市 - 1 | 太子橋 1 丁目 | 」 |
|---|---------|----------|---|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業管理規程

大阪市交通局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年12月28日

大阪市交通局長 藤本 昌信

大阪市交通事業管理規程第65号

大阪市交通局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の
一部を改正する規程

大阪市交通局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程（平成17年大
阪市交通事業管理規程第45号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「3日」を「1日」に改め、同項第4号中「5日」を
「3日」に改める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

（平24.12.28揭示済）

大阪市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改
正する規程を公布する。

平成24年12月28日

大阪市交通局長 藤本 昌信

大阪市交通事業管理規程第66号

大阪市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
の一部を改正する規程

大阪市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成20年
大阪市交通事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とする。

附則第5項中「前項」を「前2項」に、「1級」を「その者が属する職務の
級の1級」に改め、「（以下「上位最高給料月額」という。）」を削り、「上
位最高給料月額の額を限度」を「当該額」に改め、同項を附則第6項とし、附
則第4項の次に次の1項を加える。

- 5 交通局企業職員給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるものが平成25年1月1日の昇給において初任給規程第18条の規定の適用を受ける場合における当該職員の同日以後の給料月額は、同日の昇給における当該職員の同規程第12条から第16条までの規定による昇給の号給数から同規程第18条の規定による昇給の号給数を減じて得た号数に最高号給の給料月額から最高号給の1号給下位の号給の給料月額を減じて得た額を乗じて得た額を当該職員が同日の前日に受けていた給料月額（同日の昇給により最高号給に達することとなる職員については、最高号給の給料月額）に加えた額とする。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

（平24.12.28揭示済）

告 示

大阪市告示第1532号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成25年1月4日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| No. | 種 類 | 場 所 |
|-----|-------------------|---------------|
| 1 | 普通自動車 (マツダ 紺色) | 西成区萩之茶屋3丁目7番先 |
| 2 | 普通自動車 (スズキ 銀色) | 西成区萩之茶屋3丁目7番先 |
| 3 | 普通自動車 (スバル 銀色) | 西成区萩之茶屋3丁目7番先 |
| 4 | 普通自動車 (スバル 銀色) | 西成区萩之茶屋3丁目7番先 |

(建設局管理部路政課)

(平24. 12. 21揭示済)

大阪市告示第1583号

監査委員 高瀬 桂子の任期満了に伴う後任委員として、本日次の者を任命した。

平成24年12月28日

大阪市長 橋 下 徹

阪 井 千鶴子

(人事室人事課)

(平24. 12. 28揭示済)

大阪市告示第1584号

固定資産評価審査委員会委員 武部 武夫の任期満了に伴う後任委員として、本日次の者を任命した。

平成24年12月28日

大阪市長 橋 下 徹
翁 長 正 勝

(人事室人事課)
(平24. 12. 28揭示済)

大阪市告示第1585号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。なお、この変更は、大阪市舞洲地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の施行の日から適用する。

平成24年12月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 都市計画の種類

臨港地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(大阪港臨港地区)

大阪市此花区北港緑地一丁目地内

3 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

(計画調整局計画部都市計画課)

(平24. 12. 28揭示済)

大阪市告示第1586号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年12月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

大阪市東淀川区大隅一丁目、大桐一丁目及び豊里七丁目、城東区天王田、鶴見区緑四丁目、浜二丁目及び浜三丁目、住吉区大領四丁目及び荻田一丁目、東住吉区湯里五丁目、湯里六丁目、矢田一丁目、住道矢田六丁目及び住道矢田八丁目並びに平野区喜連東二丁目、瓜破東二丁目、長吉長原西三丁目、長吉長原四丁目、長吉川辺二丁目及び長吉川辺三丁目地内

3 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

(計画調整局計画部都市計画課)

(平24. 12. 28揭示済)


大阪市告示第1587号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。なお、この変更は、大阪市舞洲地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の施行の日から適用する。

平成24年12月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(舞洲地区地区計画)

大阪市此花区北港白津一丁目、北港白津二丁目、北港緑地一丁目及び北港緑地二丁目地内

3 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

(計画調整局計画部都市計画課)

(平24. 12. 28揭示済)


大阪市告示第1588号

大阪市屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第 116号）は、平成25年1月1日から施行する。

平成24年12月28日

大阪市長 橋 下 徹
 （建設局管理部路政課）
 （平24.12.28揭示済）

大阪市告示第1号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、大阪市民政局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

| 申請に係る特定非営利活動法人に係る事項 | |
|---------------------|---|
| 申請のあった年月日 | 平成24年12月14日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人東住吉総合スポーツクラブ |
| 代表者の氏名 | 脇坂 法仁 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市東住吉区住道矢田1丁目9番31号 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、健康な心身の育成を願う青少年や地域住民に対し、生涯スポーツ社会の実現を目指し、サッカースクール及び総合型地域スポーツクラブ等の運営事業や、指導者の育成・派遣・国際交流に関する事業を行うと共に、次代を担う地域の子ども達や青少年・地域住民の体力の低下に歯止めをかけ、皆が健康的で文化的な生活を送れるよう、スポーツ教室や健康指導、競技大会の企画運営を行うことにより、青少年の健全育成及び地域住民の健康福祉の推進、スポーツの普及振興並びに地域振興に寄与することを目的とする。 |

（市民局市民部地域活動課）

大阪市告示第2号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、大阪市市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

| 申請に係る特定非営利活動法人に係る事項 | |
|---------------------|--|
| 申請のあった年月日 | 平成24年12月3日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人子どもデザイン教室 |
| 代表者の氏名 | 和田 隆博 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市東住吉区南田辺5丁目20番15号 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、児童養護施設の子どものたちを中心にすべての人々に対し、職業デザイナーがデザイン教育をする事によって、 (1)心身のケアを施し、生きる力を養う。 (2)生活設計・計画力(デザイン力)を養う。 (3)一般の教育課程では身に付きにくい、感性・センスを養う。 (4)非行をなくし、将来においてデザイン能力を日常生活に活かす。 (5)就学・就業に役立てるなど、将来の選択肢を増やす。 (6)虐待、育児放棄、貧困、暴力といった負の連鎖を断ち切る。 などに関する事業を行うことによって、よりよい暮らし、よりよい社会の実現に寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成24年12月13日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人日本統合医療推奨協会 |
| 代表者の氏名 | 酒井 司 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市北区梅田1丁目11番4-1100号 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、広く国民に対して、統合医療に関する研究・情報の収集・発信などの事業を行い、健康で快適な生活の維持に貢献することにより、もって社会福祉の推進に寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成24年12月18日 |
| 名 称 | NPO法人地域自立支援推進協議会 J O T O |
| 代表者の氏名 | 石原 正美 |

| | |
|------------|--|
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市城東区中央 1 丁目 8 番30号マンション真紀 2 F |
| 定款に記載された目的 | この法人は、障害者（児）が地域の中で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、城東区を中心とした関係機関・団体と連携を図り、障害者（児）に最も適したサービスの提供、相談、市民啓発、障害当事者のエンパワメント等、様々な手段をもって、障害者（児）の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること、また障害者福祉に限らず福祉の増進・人権擁護に寄与することを目的とする。 |

（市民局市民部地域活動課）

大阪市告示第 3 号

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第35条の 3 第 1 項第 3 号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成24年10月17日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第 5 項の規定に基づき告示する。

平成25年 1月11日

大阪市長 橋 下 徹

| 法人の名称 | 法人の主たる事務所又は事業所の所在地 |
|---------------------|---------------------------|
| 特定非営利活動法人日本救援衣料センター | 大阪市中央区安土町一丁目 4 番 9 号新船場ビル |

（財政局税務部課税課）

大阪市告示第 4 号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年 1月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 - 1300号
 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
 電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

ゼオライト（北港事務所） 880,000kg
（電子入札対象案件）

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成25年4月1日（月）から平成25年9月30日（月）までの間

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 納入方法 本市が指定した日時に、指定する数量を納入すること

(6) 入札方法 入札後資格確認型一般競争入札

3 入札参加資格

入札参加申請時において、(1)～(4)までの資格を認められた者は入札に参加することができる。ただし、落札者となるためには、入札後におこなう技術審査等において、(5)と(6)の要件についても資格を認められる必要がある。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成25年1月28日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「30 工業薬品」で登録していること

(5) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること

(6) 仕様書に定めた条件を満たす物品を確実に納入できることの証明書の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）

(2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成25年1月28日（月）まで無償により交付する。

(3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで

(4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成25年3月5日(火)から同月6日(水)までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成25年3月7日(木)午前10時30分
 - ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
- ① 入札書受付期間 平成25年3月7日(木)午前10時から午前10時30分まで
 - ② 開札予定日時 平成25年3月7日(木)午前10時30分
 - ③ 場所 大阪市契約管財局入札室(1に同じ)
ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成25年3月6日(水)午後5時までに必着のこと
- 6 入札保証金等
- (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
 - (3) 保証人 不要
 - (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (5) 契約書作成の要否 要
 - (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者が提出した技術審査資料を審査のうえ、上記3(1)～(6)の資格要件を満たしている場合に落札者とする。
- 7 入札者に要求される事項
- 入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月28日(月)午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
- なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
- 9 その他
- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
 - (2) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。
 - (3) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく

入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。
- (6) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
Zeolite (north harbor office) 880,000kg
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 28 January 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 5 March 2013 to 5:00PM, 6 March 2013
 - ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 7 March 2013
 - ③ by post: 5:00PM, 6 March 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第5号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

- | | |
|-----------------|-------------|
| ①かせいソーダ (平野工場) | 1,120,000kg |
| ②かせいソーダ (舞洲工場) | 1,120,000kg |
| ③かせいソーダ (鶴見工場) | 730,000kg |
| ④かせいソーダ (大正工場) | 540,000kg |
| ⑤かせいソーダ (住之江工場) | 520,000kg |
| ⑥かせいソーダ (東淀工場) | 350,000kg |

| | |
|--------------------|-----------|
| ⑦消石灰（西淀工場） | 620,000kg |
| ⑧尿素（西淀工場外3か所） | 816,000kg |
| ⑨アンモニア水（西淀工場外4か所） | 560,000kg |
| ⑩塩化カルシウム（平野工場外2か所） | 534,000kg |
| ⑪特殊反応助剤（舞洲工場） | 184,000kg |

以上、電子入札対象案件とする。

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成25年4月1日（月）から平成25年9月30日（月）まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 納入方法 当局が指定した日時に、指定する数量を納入すること
- (6) 入札方法 入札後資格確認型一般競争入札により、上記(1)①～⑪の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

入札参加申請時において、(1)～(4)までの資格を認められた者は入札に参加することができる。ただし、落札者となるためには、入札後におこなう技術審査等において、(5)～(8)までの要件についても資格を認められる必要がある。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成25年1月28日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「30:工業薬品」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品について、納入実績があること
- (6) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること
- (7) 仕様書に定めた条件を満たす物品を確実に納入できることの証明書の提出ができること
- (8) 上記2(1)①～⑥及び⑨の物品については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条の規定により毒物又は劇物の一般販売業の登録を受けていることの証明書の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）

- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成25年1月28日(月)まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日から平成25年1月28日(月)午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成25年3月5日(火)から同月6日(水)までの午前9時から午後5時まで
- ② 開札予定日時 平成25年3月7日(木)午前10時30分
- ③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成25年3月7日(木)午前10時から午前10時30分まで
- ② 開札予定日時 平成25年3月7日(木)午前10時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室(1に同じ)

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成25年3月6日(水)午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、上記3(1)～(8)の資格要件を満たしている場合に落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月28日(月)午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。
- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。
- (7) 当該物品で今後調達が予想される数量及び入札公示の予定時期

平成25年7月頃

| | |
|--------------------|-------------|
| ①かせいソーダ（平野工場） | 1,050,000kg |
| ②かせいソーダ（舞洲工場） | 1,400,000kg |
| ③かせいソーダ（鶴見工場） | 530,000kg |
| ④かせいソーダ（大正工場） | 490,000kg |
| ⑤かせいソーダ（住之江工場） | 600,000kg |
| ⑥かせいソーダ（東淀工場） | 430,000kg |
| ⑦消石灰（西淀工場） | 630,000kg |
| ⑧尿素（西淀工場外3か所） | 790,000kg |
| ⑨アンモニア水（西淀工場外4か所） | 619,000kg |
| ⑩塩化カルシウム（平野工場外2か所） | 540,000kg |
| ⑪特殊反応助剤（舞洲工場） | 223,000kg |

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:

| | |
|--|-------------|
| ① Caustic soda (Hirano Plant) | 1,120,000kg |
| ② Caustic soda (Maishima Plant) | 1,120,000kg |
| ③ Caustic soda (Tsurumi Plant) | 730,000kg |
| ④ Caustic soda (Taisho Plant) | 540,000kg |
| ⑤ Caustic soda (Suminoe Plant) | 520,000kg |
| ⑥ Caustic soda (Higasiyodo Plant) | 350,000kg |
| ⑦ Slaked lime (Nishiyodo Plant) | 620,000kg |
| ⑧ Urea (Nishiyodo Plant and 3 places) | 816,000kg |
| ⑨ Ammonia water (Nishiyodo Plant and 4 places) | 560,000kg |
| ⑩ Calcium chloride (Hirano Plant and 2 places) | 534,000kg |
| ⑪ Specific auxiliary agent (Maishima Plant) | 184,000kg |
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 28 January 2013

(3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 5 March 2013 to 5:00PM, 6 March 2013
- ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 7 March 2013
- ③ by post: 5:00PM, 6 March 2013

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-
0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部物品等契約担当)



大阪市告示第6号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

| | |
|-----------------------------|-------------|
| ①高分子凝集剤（中浜下水処理場ほか6か所） | 176,000kg |
| ②高分子凝集剤（舞洲スラッジセンター） | 220,000kg |
| ③低食塩次亜塩素酸ソーダ（中浜下水処理場ほか3か所） | 1,789,000kg |
| ④低食塩次亜塩素酸ソーダ（津守下水処理場ほか3か所） | 1,181,000kg |
| ⑤低食塩次亜塩素酸ソーダ（海老江下水処理場ほか3か所） | 1,038,000kg |
| ⑥かせいソーダ（舞洲スラッジセンターほか1か所） | 2,175,000kg |
| ⑦塩化第一鉄（中浜下水処理場ほか5か所） | 2,117,000kg |
| ⑧ポリ硫酸第二鉄（中浜下水処理場ほか2か所） | 1,761,000kg |
| ⑨ポリ硫酸第二鉄（海老江下水処理場ほか3か所） | 2,862,000kg |
| ⑩鉄・アルミニウム混合薬剤（津守下水処理場） | 1,427,000kg |

以上、電子入札対象案件とする。

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成25年4月1日（月）から平成25年9月30日（月）まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 納入方法 当局が指定した日時に、指定する数量を納入すること

(6) 入札方法 入札後資格確認型一般競争入札により、上記(1)①～⑩の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

入札参加申請時において、(1)～(4)までの資格を認められた者は入札に参加することができる。ただし、落札者となるためには、入札後におこなう技術審査等において、(5)～(8)までの要件についても資格を認められる必要がある。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成25年1月28日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「30:工業薬品」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品について、納入実績があること
- (6) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること
- (7) 仕様書に定めた条件を満たす物品を確実に納入できることの証明書の提出ができること
- (8) 上記2(1)⑥の物品については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条の規定により毒物又は劇物の一般販売業の登録を受けていることの証明書の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成25年1月28日（月）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成25年3月5日（火）から同月6日（水）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成25年3月7日（木）午前10時30分
 - ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成25年3月7日(木)午前10時から午前10時30分まで
- ② 開札予定日時 平成25年3月7日(木)午前10時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室(1に同じ)
ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成25年3月6日(水)午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、上記3(1)～(8)の資格要件を満たしている場合に落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月28日(月)午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。
- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。
- (7) 当該物品で今後調達が予想される数量及び入札公示の予定時期

平成25年7月頃

| | |
|-----------------------------|-------------|
| ①高分子凝集剤（中浜下水処理場ほか6か所） | 184,000kg |
| ②高分子凝集剤（舞洲スラッジセンター） | 238,000kg |
| ③低食塩次亜塩素酸ソーダ（中浜下水処理場ほか3か所） | 1,693,000kg |
| ④低食塩次亜塩素酸ソーダ（津守下水処理場ほか3か所） | 1,127,000kg |
| ⑤低食塩次亜塩素酸ソーダ（海老江下水処理場ほか3か所） | 902,000kg |
| ⑥かせいソーダ（舞洲スラッジセンターほか1か所） | 2,373,000kg |
| ⑦塩化第一鉄（中浜下水処理場ほか5か所） | 1,975,000kg |
| ⑧ポリ硫酸第二鉄（中浜下水処理場ほか2か所） | 1,808,000kg |
| ⑨ポリ硫酸第二鉄（海老江下水処理場ほか3か所） | 3,049,000kg |
| ⑩鉄・アルミニウム混合薬剤（津守下水処理場） | 1,420,000kg |

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
- | | |
|---|--------------|
| ① Polymer coagulant (Nakahama Sewage Treatment Plant and 6 places) | 176,000kg |
| ② Polymer coagulant (Maishima Sludge Center) | 220,000kg |
| ③ Sodium hypochlorite (low content sodium chloride) (Nakahama Sewage Treatment Plant and 3 places) | 1,789,000kg |
| ④ Sodium hypochlorite (low content sodium chloride) (Tsumori Sewage Treatment Plant and 3 places) | 1,181,000kg |
| ⑤ Sodium hypochlorite (low content sodium chloride) (Ebie Sewage Treatment Plant and 3 places) | 1,038,000kg |
| ⑥ Caustic soda (Maishima Sludge Center and 1 place) | 2,175,000kg |
| ⑦ Ferrous chloride (Nakahama Sewage Treatment Plant and 5 places) | 2,117,000kg |
| ⑧ Poly ferric sulfate (Nakahama Sewage Treatment Plant and 2 places) | 1,761,000kg |
| ⑨ Poly ferric sulfate (Ebie Sewage Treatment Plant and 3 places) | 2,862,000kg |
| ⑩ Iron and mixed acid of the aluminum (Tsumori Sewage Treatment Plant) | 1,427,000 kg |
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 28 January 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:
- | |
|--|
| ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 5 March 2013 to 5:00PM, 6 March 2013 |
| ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 7 March 2013 |
| ③ by post: 5:00PM, 6 March 2013 |

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-
0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第7号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7147

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量
平成25年度 公共事業建設資材価格調査等業務委託 一式
(以上、電子入札対象案件とする。)
- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年1月28日(月)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13 その他代行 20 その他」又は「10 情報処理 01 情報処理」で登録していること
- (5) 平成14年度以降、官公庁発注の同種業務の元請による契約履行実績を有すること。(同種業務とは、建設資材の市場価格調査とする。)

(6) 配置予定業務責任者について、下記ア～イの条件を満たす者を配置できること

ア 直接雇用関係を有していること

イ 平成14年度以降、官公庁発注の同種業務の元請による業務を業務責任者又は主任（管理）技術者（業務の履行にあたり、その業務の管理及び統括等を担当する者）として履行した実績を有していること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）

(2) 入札説明書等の交付方法

公示の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）

(3) 仕様書の交付方法

システムにより交付する。

※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。

(4) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）

(5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

(1) システム上

(2) 担当部局（1に同じ）

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成25年3月11日（月）から3月12日（火）まで（午前9時から午後5時まで）

② 開札予定日時 平成25年3月13日（水）午前10時30分

③ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成25年3月13日（水）午前10時から午前10時30分まで

② 開札予定日時 平成25年3月13日（水）午前10時30分

③ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成25年3月12日（火）午後5時までに必着のこ

と

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月28日（月）午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
The survey works on the prices of the construction materials for public works (fiscal 2013)
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 28 January 2013

(3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 11 March 2013 to 5:00PM, 12 March 2013
- ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 13 March 2013
- ③ by post: 5:00PM, 12 March 2013

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7147

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第8号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

(1) 入札執行担当

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7145

(2) 事業担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市役所本庁舎6階南側
財政局税務部収税課(収納管理グループ)
電話 06-6208-7786

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

平成25年度市税徴収金収納整理事務に係る印字出力・事後処理業務委託
(概算契約)

(以上、電子入札対象案件とする。)

(2) 委託概要 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成25年4月1日(月)から平成26年5月31日(土)

(4) 履行場所 本市指定場所

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加

資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を「1 担当部局(1)入札執行担当」に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年1月28日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10情報処理 01 情報処理」で登録していること
- (5) プライバシーマーク認定またはISMS認証を有すること
- (6) 平成14年度以降に、磁気テープからの帳票印字出力にかかる業務について、官公庁との契約実績もしくは業務履行実績（官公庁と契約する業者（元請け）から再委託された場合（一次下請け）を含む。）を有すること（現在履行中のものを除く）

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び「1 担当部局(1)入札執行担当」
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 仕様書の交付方法
システムにより交付する。
※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。
- (4) 入札参加申請書等の受付期間
公示の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く）。
- (5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

- (1) システム上
- (2) 1 担当部局(1)入札執行担当

6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間
平成25年3月11日（月）から平成25年3月12日（火）まで（午前9時から午後5時まで）

② 開札予定日時 平成25年3月13日(水) 午前10時30分

③ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成25年3月13日(水) 午前10時から午前10時30分まで

② 開札予定日時 平成25年3月13日(水) 午前10時30分

③ 場所 大阪市契約管財局 入札室(「1 担当部局(1)入札執行担当」に同じ)

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第25条第2項に規定する郵便等(以下「郵便等」という。)による入札の場合は、「1 担当部局(1)入札執行担当」あて平成25年3月12日(火)午後5時必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要。ただし、契約規則第37条第1項に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加資格審査申請書等を平成25年1月28日(月)午後5時までに、「1 担当部局(1)入札執行担当」まで持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。

- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be required:
Data printing and mailing preparation services for municipal taxes collection for FY2013 (Estimation contract)
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00 PM, 28 January 2013.
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 1. On the Osaka city Electronic Tender System: from 9:00AM, 11 March 2013 to 5:00PM, 12 March 2013.
 2. In person: from 10:00AM to 10:30AM, 13 March 2013.
 3. By post: 5:00PM, 12 March 2013.
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka2-1-1300, Benten1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7145

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第9号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7147

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量
 - ① 放置自転車等運搬業務委託-1 一式
 - ② 放置自転車等運搬業務委託-2 一式
 - ③ 放置自転車等運搬業務委託-3 一式
 - ④ 放置自転車等運搬業務委託-4 一式

- ⑤ 放置自転車等運搬業務委託－5 一式
- ⑥ 放置自転車等運搬業務委託－6 一式
- ⑦ 放置自転車等運搬業務委託－7 一式
- ⑧ 放置自転車等運搬業務委託－8 一式
- ⑨ 放置自転車等運搬業務委託－9 一式
- ⑩ 放置自転車等運搬業務委託－10 一式
- ⑪ 放置自転車等運搬業務委託－11 一式

(以上、電子入札対象案件とする。)

- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 上記(1)の①～⑪の業務ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年1月28日(月)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「03 運搬請負 02 運行代行」で登録していること
- (5) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を有すること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム(以下「システム」という。)上及び担当部局(1に同じ)
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成25年1月28日(月)午後5時まで無償にて交付する(ただし、本市の休日を除く。)
- (3) 仕様書の交付方法
システムにより交付する。

※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入

札日までの間貸与する。

(4) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。

(5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

(1) システム上

(2) 担当部局（1に同じ）

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成25年3月11日（月）から3月12日（火）まで（午前9時から午後5時まで）

② 開札予定日時 平成25年3月13日（水）午前10時30分

③ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成25年3月13日（水）午前10時から午前10時30分まで

② 開札予定日時 平成25年3月13日（水）午前10時30分

③ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成25年3月12日（火）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要。ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月28日（月）午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができな

い。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
 - ① Transport of Illegally Parked Bicycles (1)
 - ② Transport of Illegally Parked Bicycles (2)
 - ③ Transport of Illegally Parked Bicycles (3)
 - ④ Transport of Illegally Parked Bicycles (4)
 - ⑤ Transport of Illegally Parked Bicycles (5)
 - ⑥ Transport of Illegally Parked Bicycles (6)
 - ⑦ Transport of Illegally Parked Bicycles (7)
 - ⑧ Transport of Illegally Parked Bicycles (8)
 - ⑨ Transport of Illegally Parked Bicycles (9)
 - ⑩ Transport of Illegally Parked Bicycles (10)
 - ⑪ Transport of Illegally Parked Bicycles (11)
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 28 January 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 11 March 2013 to 5:00PM, 12 March 2013
 - ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 13 March 2013
 - ③ by post: 5:00PM, 12 March 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,

The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7147

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第10号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7145

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

- ① 大阪市中心卸売市場本場一般廃棄物搬出業務委託（概算契約）
10,000,000kg
- ② 大阪市中心卸売市場東部市場一般廃棄物搬出業務委託（概算契約）
6,978,798kg

(以上、電子入札対象案件とする。)

(2) 役務の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成25年4月1日(日)から平成26年3月31日(日)

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 上記(1)の①～②の業務ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年1月28日(月)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 16廃棄物処理」で登録していること

- (5) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項に基づく大阪市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可を有していること
- 4 入札説明書等の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (3) 仕様書の交付方法
システムにより交付する。
※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。
- (4) 入札参加申請書等の受付期間
公示の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。
- (5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 契約条項を示す場所
- (1) システム上
- (2) 担当部局（1に同じ）
- 6 入札執行の日時等
- (1) 電子入札による場合
- ① 入札書受付期間
平成25年3月14日（木）から同月15日（金）まで（午前9時から午後5時まで）
- ② 開札予定日時 平成25年3月18日（月）午前10時30分
- ③ 場所 システム上
- (2) 紙入札による場合
- ① 入札書受付期間 平成25年3月18日（月）午前10時から午前10時30分まで
- ② 開札予定日時 平成25年3月18日（月）午前10時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成25年3月15日（金）午後5時までに必着のこと
- 7 入札保証金等
- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号に

該当するときは、契約保証金を免除する。

- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月28日（月）午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
 - ① The transport of wastes from Central Wholesale Market, (honjou) Approximately 10,000,000 kg
 - ② The transport of wastes from East Wholesale Market, (tobu shijou) Approximately 6,978,798 kg
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 28 January 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 14 March 2013 to 5:00PM, 15 March 2013
 - ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 18 March 2013
 - ③ by post: 5:00PM, 15 March 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7145

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第11号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7145

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

大阪市中央卸売市場南港市場一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）
2,379,150 kg

（以上、電子入札対象案件とする。）

(2) 役務の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）

(4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年1月28日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けてい

ないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 16廃棄物処理」で登録していること
- (5) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項に基づく大阪市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可を有していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (3) 仕様書の交付方法
システムにより交付する。

※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。

- (4) 入札参加申請書等の受付期間
公示の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。
- (5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

- (1) システム上
- (2) 担当部局（1に同じ）

6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間
平成25年3月14日（木）から同月15日（金）まで（午前9時から午後5時まで）
 - ② 開札予定日時 平成25年3月18日（月）午前10時30分
 - ③ 場所 システム上
- (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成25年3月18日（月）午前10時から午前10時30分まで
 - ② 開札予定日時 平成25年3月18日（月）午前10時30分
 - ③ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成25年3月15日（金）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月28日(月)午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。
- (3) 落札決定後、契約締結までに入札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
The transport of wastes from South Port Wholesale Market,
(Nanko shijo) Approximately 2,379,150 kg
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 28 January 2013

(3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 14 March 2013 to 5:00PM, 15 March 2013
- ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 18 March 2013
- ③ by post: 5:00PM, 15 March 2013

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7145

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第12号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市役所2階
大阪市健康局総務部経理課
電話 06-6208-7934

2 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び予定数量 乾燥BCGワクチン(経皮用) 1人用×1/箱 約22,800箱(電子入札対応案件)
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日
- (4) 納入場所 本市指定場所

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を契約管財局契約部物品等契約担当に行えば当該審査を行う。ただし、平成25年1月25日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けてい

- ないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「29 医薬品」で登録していること
- (5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定による医薬品の販売業の許可を受けていることの証明書の提出ができること
- (6) 納入しようとする物品が、仕様書に定めた条件を満たすことの証明書の提出ができること
- 4 入札説明書等の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び契約担当（上記1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成25年1月25日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書の受付期間
公示の日の翌日から、平成25年1月25日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所
入札説明書による。
- 5 入札執行の日時等
- (1) 電子入札による場合
- ア 入札書受付期間
平成25年2月20日（水）から同月21日（木）までの午前9時から午後5時まで
- イ 開札予定日時 平成25年2月22日（金）午前11時
- ウ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
- ア 入札書受付期間
平成25年2月22日（金）午前10時30分から午前11時まで
- イ 開札予定日時 平成25年2月22日（金）午前11時
- ウ 場所 大阪市健康局総務部経理課（上記1に同じ）
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号（以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成25年2月21日（木）午後5時までに必着のこと
- 6 入札保証金等
- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 入札者に要求される事項
- 入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月25日（金）午後5時までに、受付場所に指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。
- 8 入札の無効
- 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
- なお、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
- 9 その他
- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) 本契約の締結は、平成25年度予算が発効した時とする。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Dried Percutaneous, BCG, Vaccine, approx. 22,800 ampules
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00 PM, January 25, 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:
in person: 11:00 AM, February 22, 2013
by post: must arrive by 5:00 PM, February 21, 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:
Accounting and Planning Department, General Affairs Division,
Public Health Bureau, City of Osaka 1-3-20 Nakanoshima, Kita-ku
Osaka 530-8201, TEL 06 - 6208 - 7934

(健康局総務部経理課)

大阪市告示第13号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）
電話 06-6208-9077

2 入札に付する事項**(1) 役務の名称及び数量**

- ① 都島区、中央区、天王寺区、浪速区、旭区、城東区及び鶴見区の大阪市立学校（112校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ② 西区、港区、大正区、住之江区、住吉区及び西成区の大阪市立学校（110校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ③ 東成区、生野区、阿倍野区、東住吉区及び平野区の大阪市立学校（117校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ④ 北区、福島区、此花区、西淀川区、淀川区及び東淀川区の大阪市立学校（111校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）

(2) 業務委託概要

入札説明書による

(3) 業務委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日

(4) 履行場所

入札説明書による

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、大阪市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加資格有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を本市契約管財局契約部物品等契約担当（電話 06-4395-7161）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年1月25日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01建物等各種施

設管理：16廃棄物処理：03産業廃棄物（収集・運搬）」で登録していること

- (5) 産業廃棄物収集運搬業許可（大阪市又は大阪府及び荷下ろし場所の両方）を有していること（許可品目：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず・木くず）
- (6) 「産業廃棄物管理票」について、電子マニフェストを使用できること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成25年1月25日（金）午後5時まで無償にて交付する。
（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 仕様書の交付方法
公示の日から平成25年1月25日（金）午後5時まで無償にて交付する。
（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付期間
公示の日から平成25年1月25日（金）午後5時まで
（ただし、本市の休日を除く。）
- (5) 入札参加申請等の受付場所
入札説明書による

5 契約条項を示す場所

担当部局（1に同じ）

6 入札執行の日時等

- ① 入札執行日時
平成25年3月11日（月）午前10時
- ② 開札予定日時
平成25年3月11日（月）午前11時
- ③ 場所
大阪市教育委員会事務局入札室（1に同じ）
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、「1 担当部局」あて平成25年3月8日（金）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項に該当するときは、契約保証金を免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月25日（金）午後5時までに、「1 担当部局」まで持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 契約の締結は平成25年度予算が発効した時とする。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be required:
The transport of wastes from the Osaka municipal school

(2) The closing and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00 PM, 25 January 2013

(3) The date and time for the submission of tenders:

① In person: from 10:00AM, 11 March 2013

② By post: 5:00PM, 8 March 2013

(4) A contact point where tender documents are available:

General Affairs Department, General Affairs Division, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL 06-6208-9077

(教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号
平成24年7月13日 大阪市指令計（開）第27号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市平野区長吉長原西3丁目5番15
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市平野区長吉長原西2丁目11番24号
松原 多郎
- 4 新たに設置された公共施設

| 公共施設 の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の帰属 | 摘 要 |
|-------------|--------|---------|-----|-------|-----|
| | 幅員（管径） | 延長 | | | |
| 道路 | 4.000m | 24.021m | 開発者 | 開発者 | |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第15号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成24年12月21日

大阪市指令大計建企第1037号

| 地 名 | 地 番 | 道路幅員 | 道路延長 | 摘 要 |
|---------------|-----------------|-----------|-------------|-------|
| 西成区 鶴見橋3丁目 | 9番56 9番34の一部 | m 4.00 | m 33.244 | 袋路状道路 |

(計画調整局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第16号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

- ・ 認定年月日及び認定番号

平成24年12月21日 第349号

- ・ 認定区域の名称

大阪市営矢田中住宅

- ・ 認定区域の位置

大阪市東住吉区矢田6丁目957-1 ほか14筆

(計画調整局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 都市計画の種類

用途地域

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

大阪市此花区夢洲中一丁目地内

- 3 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

(計画調整局計画部都市計画課)

大阪市告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 都市計画の種類
特別用途地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
（工業保全地区（竹島・御幣島地区））
大阪市西淀川区竹島二丁目、竹島四丁目、竹島五丁目及び御幣島六丁目地内
（工業保全地区（夢洲地区））
大阪市此花区夢洲中一丁目地内
- 3 縦覧場所
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階
大阪市計画調整局計画部都市計画課

（計画調整局計画部都市計画課）

大阪市告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 都市計画の種類
防火地域及び準防火地域
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
大阪市此花区夢洲中一丁目地内
- 3 縦覧場所
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階
大阪市計画調整局計画部都市計画課

（計画調整局計画部都市計画課）

大阪市告示第20号

次のとおり落札者等について公示する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

【掲載順序】

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随
意契約の場合はその理由

◎福祉局生活福祉部地域福祉課（総合福祉システム）（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

- ①総合福祉システムの制度改正等に伴うシステム改修業務委託4 ②随意
③平成24年12月3日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北
区堂島3丁目1番21号） ⑤金36,454,950円 ⑦政府調達に関する協定第15
条第1項(d)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定
める政令第10条第1項第2号

（福祉局生活福祉部地域福祉課）

大阪市告示第21号

次のとおり落札者等について公示する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随
意契約の場合はその理由

◎福祉局生活福祉部保険年金課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

- ①平成24年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務（国民年金法に基づ
く適用関係届書の電子媒体化の実施について外2件） ②随意 ③平成24年
11月9日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島3丁
目1番21号） ⑤26,291,947円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)
及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10
条第1項第2号

（福祉局生活福祉部保険年金課）

大阪市告示第22号

電子印に係る公印の用途を変更するため、大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）第11条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

| 名 称 | ひな型の番号 | 用 途 |
|----------------------|--------|--|
| 専用公印 福祉事務用市長印 | 15 | 福祉事務用 (使用する文書) 福祉五法システムより出力される次の文書 ・障害程度区分認定結果通知書 ・自立支援医療（育成医療）支給認定通知書 ・自立支援医療（育成医療）支給認定却下通知書 ・自立支援医療受給者証（育成医療） ・大阪市重度障害者給付金支給決定通知書 ・大阪市重度障害者給付金不支給決定通知書 ・大阪市難病見舞金支給決定通知書 ・大阪市難病見舞金不支給決定通知書 ・保育料口座振替済通知書 ・母子・寡婦福祉資金貸付口座振替入済通知書 ・介護用品給付券 ・特別徴収決定通知書（保育所） ・申出徴収事前通知書（保育所） ・特別徴収徴収済通知書（保育所） ・申出徴収徴収済通知書（保育所） ・特別徴収徴収不能通知書（保育所） ・申出徴収徴収不能通知書（保育所） |

附 則

この告示は、平成25年1月24日から施行する。

(福祉局障害者施策部障害支援課)

大阪市告示第23号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するばかり）の定期検査を実施する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋下 徹

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成25年

淀川区

| 検査月日 | 曜 | 検査場所 | 所在地 |
|-------|---|--------|---------------|
| 2月12日 | 火 | 塚本小学校 | 塚本3丁目5番6号 |
| 2月13日 | 水 | 加島小学校 | 加島1丁目60番28号 |
| 2月14日 | 木 | 神津小学校 | 十三元今里2丁目3番12号 |
| 2月15日 | 金 | 三津屋小学校 | 三津屋中1丁目4番14号 |
| 2月18日 | 月 | 三国小学校 | 三国本町3丁目9番18号 |
| 2月19日 | 火 | 北中島小学校 | 宮原5丁目3番4号 |
| 2月21日 | 木 | 西中島小学校 | 西中島7丁目14番25号 |
| 2月25日 | 月 | 十三中学校 | 十三東5丁目1番27号 |

2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号特定非営利活動法人大阪市計量協会（電話06-6577-5884）まで問い合わせされたい。

3 実施する機関

指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

(経済局計量検査所)

大阪市告示第24号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋下 徹

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり

(大阪市淀川区三国本町三丁目2番、6番、8番、10番、12番、14番、16番、17番、21番、24番、25番、29番、30番、31番、35番、38番の各一部及び11番)

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の

名称

鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の

名称

鉛及びその化合物

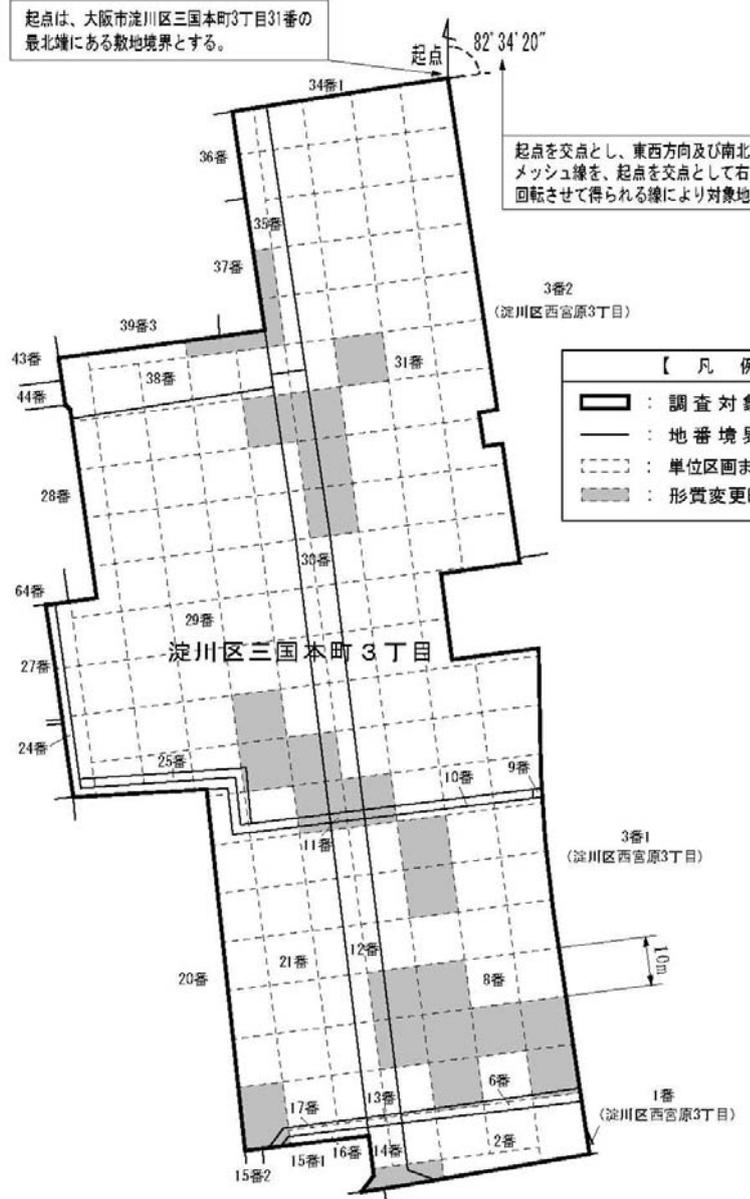
別 図

○形質変更時要届出区域図

起点は、大阪市淀川区三国本町3丁目31番の最北端にある敷地境界とする。

82°34'20"

起点を交点とし、東西方向及び南北方向に引いた10mメッシュ線を、起点を交点として右に82°34'20"回転させて得られる線により対象地を区画した。



| 【 凡 例 】 | |
|---------|--------------|
| | 調査対象地 |
| | 地番境界線 |
| | 単位区画または統合後区画 |
| | 形質変更時要届出区域 |

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成25年1月25日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 路線名 | 除却実施場所 | 物件 |
|-------------|-----------------|-------|
| 淀川左岸線～淀川南岸線 | 北区本庄西3丁目～中津2丁目先 | 耕作施設等 |
| 淀川左岸線 | 北区豊崎6丁目16番先 | 小屋掛け等 |
| 淀川左岸線 | 北区豊崎7丁目8番先 | 小屋掛け等 |

（建設局管理部路政課）

大阪市告示第26号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は、次の1のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次の2のとおり縦覧に供する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所・氏名（法人にあっては所在地・名称・代表者氏名）

大阪市大正区船町2丁目2番11号

日立造船株式会社 築港工場

工場長 細川 徹

- (2) 事業場の住所・名称

日立造船株式会社 築港工場

大阪市大正区船町2丁目2番11号

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

今回の申請には、汚水等の処理施設に係る事項の変更はない

(5) 排出水の水質及び水量

別表2のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間

平成25年1月11日から平成25年1月31日まで

(2) 場 所

大阪市建設局下水道河川部水環境課水質管理担当

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル ITM棟 6階

TEL 06-6615-7525

別表1 特定施設に関する事項

| 種類 | | 第71号の2 イ 洗浄施設 | | 第71号の2 イ 洗浄施設 | | 第71号の2 イ 洗浄施設 | | 第71号の2 イ 洗浄施設 | | | |
|------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|----|------------------------------|---------|------------------------------|----------|-----------------------------|----------|---------|---------|
| 基数 | | 1 基 | | 2 基 | | 1 基 | | 2 基 | | | |
| 能力 | | 排気風量19m ³ /min | | 123L | | 48L | | 72L | | | |
| 使用時間間隔 1日あたりの使用時間 並びに季節変動の有無 | | 9時～18時まで 9時間/日 季節変動なし | | 9時～18時まで 2時間/日 季節変動なし | | 9時～18時まで 2時間/日 季節変動なし | | 8時～18時まで 2時間/日 季節変動なし | | | |
| 工事着手予定年月日 | | 許可後直 | | 許可後直 | | 許可後直 | | 許可後直 | | | |
| 工事完成予定年月日 | | 許可後1ヶ月 | | 許可後1ヶ月 | | 許可後1ヶ月 | | 許可後1ヶ月 | | | |
| 使用開始年月日 | | 完成日 | | 完成日 | | 完成日 | | 完成日 | | | |
| 使用 の 方 法 | 汚水等の 汚染状態 | 項目 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | | pH | | | 7.0～8.0 | 6.5～7.5 | 5.8～8.6 | 6.5～7.5 | 5.0～8.0 | 6.0～8.0 | 6.0～8.5 |
| | | mg/L | | | | | | | | | |
| | 汚水等の量 (単位m ³ /日) | | | 0 | 0.09 | 0.005 | 0.01 | 0.001 | 0.015 | 0.01 | 0.02 |
| 種類 | | 第71号の2 イ 洗浄施設 | | 第71号の2 イ 洗浄施設 | | 第71号の2 イ 洗浄施設 | | | | | |
| 基数 | | 1 基 | | 1 基 | | 3 基 | | | | | |
| 能力 | | 155L | | 155L | | 292L | | | | | |
| 使用時間間隔 1日あたりの使用時間 並びに季節変動の有無 | | 8時～18時まで 2時間/日 季節変動なし | | 0時～24時まで 16時間/日 季節変動なし | | 0時～24時まで 16時間/日 季節変動なし | | | | | |
| 工事着手予定年月日 | | 許可後直 | | 許可後直 | | 許可後直 | | | | | |
| 工事完成予定年月日 | | 許可後1ヶ月 | | 許可後1ヶ月 | | 許可後1ヶ月 | | | | | |
| 使用開始年月日 | | 完成日 | | 完成日 | | 完成日 | | | | | |
| 使用 の 方 法 | 汚水等の 汚染状態 | 項目 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | | |
| | | pH | | 6.0～8.0 | 6.0～8.5 | 6.0～8.0 | 6.0～12.0 | 6.0～8.0 | 6.0～12.0 | | |
| | | mg/L | | | | | | | | | |
| | 汚水等の量 (単位m ³ /日) | | | 0.01 | 0.02 | 1 | 2 | 1 | 2 | | |

別表2 各排水口の水質及び水量

| 排水口 | | No4-1 | | No5-1 | | No4-2 No4-3 No5-2 No5-3 No6-1 No6-2 No7 雨水専用 | 総合 | |
|---------|-------------------|---------|---------|---------|---------|---|-----|-----|
| 項目 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | | 通常 | 最大 |
| 排水量 | m ³ /日 | 151 | 167 | 170 | 454 | | 321 | 621 |
| pH | | 6.0~8.0 | 5.8~8.6 | 6.0~8.0 | 5.8~8.6 | | | |
| BOD | mg/L | 14 | 25 | 13 | 25 | | | |
| COD | mg/L | 14 | 25 | 13 | 25 | | | |
| SS | mg/L | 25 | 45 | 25 | 45 | | | |
| T-N | mg/L | 31 | 40 | 26 | 40 | | | |
| T-P | mg/L | 0.5 | 4 | 0.5 | 3 | | | |
| n-Hex | mg/L | 2 | 3 | 2 | 3 | | | |
| Fe(溶解性) | mg/L | 2 | 5 | 2 | 5 | | | |
| Cr | mg/L | 0.1 | 1 | 0.1 | 1 | | | |
| F | mg/L | 1 | 8 | 1 | 8 | | | |
| Cu | mg/L | 0.1 | 2 | 0.1 | 2 | | | |
| Mn(溶解性) | mg/L | 1 | 5 | 1 | 5 | | | |
| Pb | mg/L | 0.07 | 0.09 | 0.07 | 0.09 | | | |
| DCM | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | | | |
| TCE | mg/L | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | | | |
| PCE | mg/L | <0.0005 | <0.001 | <0.0005 | <0.001 | | | |

(建設局下水道河川部水環境課水質管理担当)

大阪市告示第27号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋下 徹

| 金融機関名 | 店舗名 | 所在地 | 変更日 |
|--------|------|---------------------------------|---------------|
| 池田泉州銀行 | 淡路支店 | 〒533-0023 大阪市東淀川区東淡路4丁目19番7号 | 平成25年 2月4日 |
| | | 〒533-0023 大阪市東淀川区東淡路4丁目18番9号 | |

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第28号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋下 徹

| 金融機関名 | 店 舗 名 | 所 在 地 | 変更日 |
|--------|-------|---------------------------------------|---------------|
| 近畿大阪銀行 | 羽衣支店 | 変更前 〒592-0003 大阪府高石市東羽衣3丁目7番3号 | 平成25年 2月4日 |
| | | 変更後 〒592-0003 大阪府高石市東羽衣3丁目10番3号 | |

(会計室会計管理担当)

大阪市交通局告示第2号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階
大阪市交通局総務部経理課 電話 06-6585-6254

2 入札に付する事項

(1) 調達物件及び予定数量

大阪市交通局庁舎で使用する電気 6,205,000kWh

(2) 調達物件の特質等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所 大阪市交通局庁舎

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を本市契約管財局契約部物品等契約担当（電話 06-4395-7161）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年1月25日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
 - (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件にも該当しないこと
 - (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13 その他代行：15電力供給・売買」で登録していること
 - (5) 大阪市電力の調達に係る環境配慮指針及び実施要領に基づく入札参加資格を有すること。なお、大阪市電力の調達に係る環境配慮指針及び実施要領に関しては、本市環境局環境施策部環境施策課（電話 06-6630-3217）に問い合わせること
- 4 入札説明書等の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 1に同じ
 - (2) 入札説明書等の交付方法
公示日から平成25年1月25日（金）午後5時まで無償により交付する。
（ただし、本市の休日を除く。）
 - (3) 入札参加申請書等の受付期間
公示日から平成25年1月25日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
 - (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 入札執行の日時等
- (1) 入札執行日時
平成25年3月13日（水）午前10時
 - (2) 入札執行場所
大阪市交通局総務部経理課入札室（1に同じ）
ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成25年3月12日（火）午後5時までに必着のこと
- 6 入札保証金等
- (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 要
ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。
 - (3) 保証人 不要
 - (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (5) 契約書作成の要否 要
 - (6) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月25日（金）午後5時までに受付場所に、持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならぬ。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者の行った入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。
- (3) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity about 6,205,000kWh to use at the headquarters building of Osaka Municipal Transportation Bureau
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 25 January 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders: 10:00AM, 13 March 2013 (tenders submitted by mail 5:00PM, 12 March 2013)
- (4) A contact point where tender documents are available:
General Affairs Division, Osaka Municipal Transportation Bureau, The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-8552, TEL 06-6585-6254

(交通局総務部経理課)

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

- (1) 製造物品及び数量
車体揚げジャッキ装置 2組
(電子入札対象案件とする。)
- (2) 製造物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成25年11月15日
- (4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年1月28日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「19:産業用機器」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示日から平成25年1月28日（月）午後5時まで無償により交付する。
(ただし、本市の休日を除く。)
- (3) 入札参加申請書等の受付期間
公示日から平成25年1月28日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。)
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階
大阪市交通局総務部経理課 電話 06-6585-6251

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

ア 入札書受付期間

平成25年3月11日（月）及び同月12日（火）午前9時から午後5時まで

イ 開札予定日時 平成25年3月13日（水）午前11時30分

ウ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間

平成25年3月13日（水）午前11時から午前11時30分まで

イ 開札予定日時 平成25年3月13日（水）午前11時30分

ウ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成25年3月12日（火）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月28日（月）午後5時までに受付場所に、持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に

基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
Jack for railway car body 2 sets
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 28 January 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 11 March 2013 to 5:00PM, 12 March 2013
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 13 March 2013
 - ③ by post: 5:00PM, 12 March 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7161

(交通局総務部経理課)

大阪市水道局告示第1号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市水道局長 井上裕之

1 担当部局

- (1) 入札執行担当
〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7145
- (2) 事業担当

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビルITM棟 9階
大阪市水道局総務部お客さまサービス課
電話 06-6616-5475

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

営業所オンラインシステム運用支援業務委託

(以上、電子入札対象案件とする。)

(2) 委託概要 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成25年4月1日から平成27年9月30日

(4) 履行場所 本市指定場所

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を「1 担当部局(1)入札執行担当」に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年1月28日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10情報処理 01 情報処理」で登録していること

(5) 平成19年度以降の国、地方公共団体が賦課する税金等及び公共料金（公的機関が関与して決める料金）に係る定期的に発生する金額の調定、収納、未納整理及び氏名、住所等の情報管理の機能を有するシステム（周辺機器に関するシステムは除く）の運用保守業務または監視業務の履行実績を有すること

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク付与認定を受けていること、又はISO/IEC27001:2005, JIS Q 27001:2006の認証を受けていること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び「1 担当部局(1)入札執行担当」

(2) 入札説明書等の交付方法

公示の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで無償にて交付する

(ただし、本市の休日を除く。)

(3) 仕様書の交付方法

システムにより交付する。

※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。

(4) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日から平成25年1月28日(月)午後5時まで(ただし、本市の休日を除く)。

(5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

(1) システム上

(2) 1 担当部局(1)入札執行担当

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成25年3月11日(月)から同月12日(火)まで(午前9時から午後5時まで)

② 開札予定日時 平成25年3月13日(水)午前10時30分

③ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成25年3月13日(水)午前10時から午前10時30分まで

② 開札予定日時 平成25年3月13日(水)午前10時30分

③ 場所 大阪市契約管財局 入札室(「1 担当部局(1)入札執行担当」に同じ)

ただし、大阪市水道局契約規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。)第23条第2項に規定する郵便等(以下「郵便等」という。)による入札の場合は、「1 担当部局(1)入札執行担当」あて平成25年3月12日(火)午後5時必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要。ただし、契約規程第34条第1項に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加資格審査申請書等を平成25年1月28日(月)午後5時までに、「1 担当部局(1)入札執行担当」まで持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならぬ。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第1項に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be required:
Office online system operations support.
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00 PM, 28 January 2013.
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 1. on the Osaka city Electronic Tender System: from 9:00AM, 11 March 2013 to 5:00PM, 12 March 2013.
 2. in person: from 10:00AM to 10:30AM, 13 March 2013.
 3. by post: 5:00PM, 12 March 2013.
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, Phone 06-4395-7145

(水道局総務部管財課)


大阪市水道局告示第2号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市水道局長 井上裕之

1 担当部局**(1) 入札執行担当**

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7145

(2) 事業担当

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビルITM棟 9階
大阪市水道局工務部配水課 電話 06-6616-5574

2 入札に付する事項**(1) 役務の名称及び数量**

管路情報管理システムデータベース更新整理・給水装置竣工図書入出力
業務委託長期継続

(以上、電子入札対象案件とする。)

(2) 委託概要 入札説明書による。**(3) 履行期間** 平成25年4月1日から平成28年7月31日**(4) 納入場所** 水道局工務部**3 入札参加資格**

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を「1 担当部局(1)入札執行担当」に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年1月28日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10情報処理 01 情報処理」で登録していること
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク付与認

定を受けていること、又はISO/IEC27001：2005、JIS Q 27001：2006の認証を受けていること

- (6) 平成14年度以降の法定人口が30万人以上の地方公共団体において配水管及び給水管の上水道地理情報システム開発業務または保守業務の履行実績を有すること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び「1 担当部局(1)入札執行担当」

- (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。

- (3) 仕様書の交付方法
システムにより交付する。

※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。

- (4) 入札参加申請書等の受付期間
公示の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く）。

- (5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

- (1) システム上
(2) 1 担当部局(1)入札執行担当

6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間
平成25年3月11日（月）から平成25年3月12日（火）まで（午前9時から午後5時まで）

- ② 開札予定日時 平成25年3月13日（水）午前10時30分

- ③ 場所 システム上

- (2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成25年3月13日（水）午前10時から午前10時30分まで

- ② 開札予定日時 平成25年3月13日（水）午前10時30分

- ③ 場所 大阪市契約管財局 入札室（「1 担当部局(1)入札執行担当」に同じ）

ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第23条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、「1 担当部局（1）入

札執行担当」あて平成25年3月12日（火）午後5時必着のこと

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、契約規程第34条第1項に該当するときは、契約保証金を免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加資格審査申請書等を平成25年1月28日（月）午後5時までに、「1 担当部局(1)入札執行担当」まで持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第1項に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。
- (3) この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (4) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (6) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be required:
Database updating and arrangement of the pipeline information

management system, filing and issue of the water-service installation drawings, Long-term continuation

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00 PM, 28 January 2013.

- (3) The date and time for the submission of tenders:

1. on the Osaka city Electronic Tender System: from 9:00AM, 11 March 2013 to 5:00PM, 12 March 2013.

2. in person: from 10:00AM to 10:30AM, 13 March 2013.

3. by post: 5:00PM, 12 March 2013.

- (4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, Phone 06-4395-7145

(水道局総務部管財課)

大阪市水道局告示第3号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市水道局長 井上裕之

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び予定数量

| | |
|-----------------------------|-------------|
| ① 水道用液体硫酸ばんど (柴島浄水場) | 3,640,000kg |
| ② 水道用液体硫酸ばんど (庭窪浄水場) | 2,449,000kg |
| ③ 水道用液体硫酸ばんど (豊野浄水場) | 1,520,000kg |
| ④ 水道用次亜塩素酸ナトリウム (柴島浄水場) | 1,050,000kg |
| ⑤ 水道用次亜塩素酸ナトリウム (庭窪浄水場外1か所) | 946,000kg |
| ⑥ 水道用液体かせいソーダ (柴島浄水場) | 2,517,000kg |
| ⑦ 水道用液体かせいソーダ (庭窪浄水場外1か所) | 3,055,000kg |

以上、電子入札対象案件とする。

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 (3) 納入期間 平成25年4月1日(月)から平成25年9月30日(月)まで
 (4) 納入場所 入札説明書による。
 (5) 納入方法 当局が指定した日時に、指定する数量を納入すること

- (6) 入札方法 入札後資格確認型一般競争入札により、上記(1)①～⑦の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

入札参加申請時において、(1)～(4)までの資格を認められた者は入札に参加することができる。ただし、落札者となるためには、入札後におこなう技術審査等において、(5)～(8)までの要件についても資格を認められる必要がある。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成25年1月28日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「30:工業薬品」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品について、納入実績があること
- (6) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること
- (7) 仕様書に定めた条件を満たす物品を確実に納入できることの証明書の提出ができること
- (8) 上記2(1)⑥及び⑦の物品については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条の規定により毒物又は劇物の一般販売業の登録を受けていることの証明書の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成25年1月28日（月）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟9階
大阪市水道局総務部管財課 電話 06-6616-5462

6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成25年3月5日（火）から同月6日（水）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成25年3月7日（木）午前10時30分
 - ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
- ① 入札書受付期間 平成25年3月7日（木）午前10時から午前10時30分まで
 - ② 開札予定日時 平成25年3月7日（木）午前10時30分
 - ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）
ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第23条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成25年3月6日（水）午後5時までに必着のこと
- 7 入札保証金等
- (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 要
ただし、契約規程第34条第1項の規定に該当する場合は免除する。
 - (3) 保証人 不要
 - (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (5) 契約書作成の要否 要
 - (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、上記3(1)～(8)の資格要件を満たしている場合に落札者とする。
- 8 入札者に要求される事項
- 入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月28日（月）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 契約規程第26条第1項の規定に該当する入札は無効とする。
なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
- 10 その他
- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
 - (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
 - (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (4) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。
- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。
- (7) 当該物品で今後調達が予想される数量及び入札公示の予定時期
平成25年7月頃
- | | |
|----------------------------|-------------|
| ① 水道用液体硫酸ばんど（柴島浄水場） | 2,900,000kg |
| ② 水道用液体硫酸ばんど（庭窪浄水場） | 2,249,000kg |
| ③ 水道用液体硫酸ばんど（豊野浄水場） | 1,290,000kg |
| ④ 水道用次亜塩素酸ナトリウム（柴島浄水場） | 850,000kg |
| ⑤ 水道用次亜塩素酸ナトリウム（庭窪浄水場外1か所） | 908,000kg |
| ⑥ 水道用液体かせいソーダ（柴島浄水場） | 2,370,000kg |
| ⑦ 水道用液体かせいソーダ（庭窪浄水場外1か所） | 2,458,000kg |

11 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
- | | |
|--|-------------|
| ① Aluminum sulfate (liquid) (Kunijima Purification Plant) | 3,640,000kg |
| ② Aluminum sulfate (liquid) (Niwakubo Purification Plant) | 2,449,000kg |
| ③ Aluminum sulfate (liquid) (Toyono Purification Plant) | 1,520,000kg |
| ④ Sodium hypochlorite (low content sodium chlorite) (Kunijima Purification Plant) | 1,050,000kg |
| ⑤ Sodium hypochlorite (low content sodium chlorite) (Niwakubo Purification Plant and the other place) | 946,000kg |
| ⑥ Caustic soda (liquid) (Kunijima Purification Plant) | 2,517,000kg |
| ⑦ Caustic soda (liquid) (Niwakubo Purification Plant and the other place) | 3,055,000kg |
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 28 January 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:
- | |
|--|
| ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 5 March 2013 to 5:00PM, 6 March 2013 |
| ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 7 March 2013 |
| ③ by post: 5:00PM, 6 March 2013 |
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-

0007, TEL06-4395-7161

(水道局総務部管財課)

大阪市水道局告示第4号

次のとおり落札者等について公示する。

平成25年1月11日

大阪市水道局長 井上裕之

[掲載順序]

◎契約担当(所在地)

- ①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
(随意契約の場合は契約日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方)
⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随
意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課(大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟
9階)

- ①高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置 買入 一式 ②一般 ③24.11.
1 ④コスモトレーディング(株) 大阪市淀川区西中島5-5-15新大阪
セントラルタワー ⑤33,600,000円 ⑥24.8.31
- ①粒状活性炭(柴島浄水場) 買入 1,135.89m³ ②一般 ③24.11.5 ④
ソーダニッカ(株) 大阪支店 大阪市北区中之島3-3-3 ⑤
337,529,713円 ⑥24.9.7
- ①粒状活性炭(庭窪浄水場) 買入 736.47m³ ②一般 ③24.11.5 ④浦
野(株) 大阪市中央区伏見町2-5-5 ⑤218,842,060円 ⑥24.9.7
- ①粒状活性炭(豊野浄水場) 買入 460.32m³ ②一般 ③24.11.6 ④井
上喜(株) 大阪支店 大阪市中央区北浜1-9-9北浜長尾ビル8階 ⑤
138,137,428円 ⑥24.9.7
- ①水道メータ(B)75mm 修繕 200個 ②一般 ③24.11.29 ④愛知時計
電機(株) 大阪支店 大阪市淀川区三津屋北2-22-5 ⑤14,175,000円
⑥24.8.24
- ①水道メータ(B)40mm 修繕 3,000個 ②一般 ③24.11.29 ④愛知時計
電機(株) 大阪支店 大阪市淀川区三津屋北2-22-5 ⑤34,335,000
円 ⑥24.8.24
- ①水道メータ(B)25mm 修繕 23,200個 ②一般 ③24.11.29 ④柏原計
器工業(株) 大阪府柏原市本郷5-3-28 ⑤22,654,800円 ⑥24.8.24
- ①水道メータ(A)13mm 修繕 14,400個 ②一般 ③24.11.29 ④柏原計
器工業(株) 大阪府柏原市本郷5-3-28 ⑤11,642,400円 ⑥24.8.24
- ①水道メータ(2)13mm 買入 9,600個 ②一般 ③24.11.29 ④柏原計
器工業(株) 大阪府柏原市本郷5-3-28 ⑤14,918,400円 ⑥24.8.24

①水道メータ（B）50mm 修繕 535個 ②一般 ③24.11.29 ④愛知時計電機（株） 大阪支店 大阪市淀川区三津屋北2-22-5 ⑤33,424,125円
⑥24.8.24

（水道局総務部管財課）

公 告

大阪市公告第3号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒565-0874 大阪府吹田市古江台6丁目2番1号
大阪市立弘済院 管理課（計理） 電話06-6871-8004

2 入札に付すべき事項

| | |
|------|------------|
| 売払物品 | 予定数量 |
| 廃棄簿冊 | 約 2,000 kg |

3 引取場所及び住所

大阪府吹田市古江台6丁目2番1号
大阪市立弘済院 車庫及び第2特別養護老人ホームピロティールホール

4 契約期限

平成25年3月29日（金）

5 入札参加要件

- (1) 入札参加申請期限までに、大阪市契約管財局契約部物品等契約担当に対し物品売払入札参加の申請を行い、承認証の交付を受けていること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) 廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）を行っていること

6 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

上記1に同じ

(2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成25年1月31日（木）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）上記1において無償により交付する。

(3) 入札参加申請書の受付期間

本公告の日から、平成25年1月31日（木）午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

7 入札参加資格の審査等

6の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

8 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10の額以上を納付すること。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

ただし、大阪市契約規則第37条1項に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

9 入札執行日時及び場所

平成25年2月4日（月） 午前10時30分

大阪市立弘済院 寿楽館

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額は、売払物品ごとの予定数量に単価を乗じて得た合計金額を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 落札者の決定方法

予定価格以上で、売払物品ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者が平成25年2月5日（火）までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出した場合に落札者とする。なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。

ただし、落札候補者が平成25年2月5日（火）までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は次順位のもを落札候補者とし、同様の手続きを経ることとする。

12 入札の無効

(1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

(2) 開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく

入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

13 その他

落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(大阪市立弘済院管理課)

大阪市公告第4号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年1月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号
あべのルシアス13階
環境局総務部総務課
電話 06-6630-3164

2 入札に付すべき事項

(1) 売払物品及び予定数量

① 古紙・衣類（北部環境事業センター分）

| | |
|-------|-----------|
| 新聞 | 403,500kg |
| 段ボール | 167,200kg |
| 紙パック | 47,600kg |
| 雑誌 | 30,700kg |
| その他の紙 | 102,900kg |
| 衣類 | 290,500kg |

② 古紙・衣類（中部環境事業センター出張所分）

| | |
|-------|-----------|
| 新聞 | 183,700kg |
| 段ボール | 76,100kg |
| 紙パック | 21,700kg |
| 雑誌 | 14,000kg |
| その他の紙 | 46,800kg |
| 衣類 | 132,200kg |

③ 古紙・衣類（東部環境事業センター分）

| | |
|------|-----------|
| 新聞 | 465,600kg |
| 段ボール | 192,900kg |

| | |
|-------|-----------|
| 紙パック | 55,000kg |
| 雑誌 | 35,500kg |
| その他の紙 | 118,700kg |
| 衣類 | 335,200kg |

上記①～③の案件ごとに入札に付する。

- (2) 売払物品の特質等
売払仕様書による
- (3) 引取期間
平成25年4月1日から同年9月30日まで
- (4) 引取方法
売払仕様書による
- (5) 入札方法
物品買受申込書に記載する金額は、売払物品ごとの予定数量に単価を乗じて得た合計金額を記載すること
- (6) 引取内容等についての説明
入札参加を認められたものは下記説明場所において引取内容等について説明を受けること
(説明場所)
〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号
あべのルシアス13階
環境局事業部家庭ごみ減量課 電話06-6630-3231

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申出受付期限までに、契約管財局契約部物品等契約担当に対し売払入札参加の申請を行い、承認書の交付を受けていること
- (3) 売払物品の全量について、適正処理及び再生利用ができること
- (4) 入札参加申出時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (5) 入札参加申出時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (6) 次の要件を充たす引渡場所を設けること
 - ① 本市が指定する行政区内に引渡場所があること
 - ② 引渡場所で、買受人の負担によるトラックスケール（計量法（平成4年法律第51号）第19条に基づく検査に合格しているもの）で本市搬入車両の計量及び計量伝票の発行が可能であること
 - ③ 小型四輪車（2t車）及び軽四輪車での搬入が可能であること

生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた古紙・衣類の再生に適する梱包施設または十分な保管場所を有すること

廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること

売払品目ごとの計量、荷降ろしが可能であること

施設内において計量、荷降ろしが可能であること

売払品目が少量で、トラックスケールによる計量が困難な場合は、本市職員立ち会いのうえ、上皿はかり等で計量することが可能であること

効率的な搬入が行えるよう、計量器横へのボックス等の設置協力や荷降ろし作業への協力等の対応が行えること

本市職員等の手作業による荷下ろし及び本市搬入車両のダンプアップ等ダンプ操作に対応可能であること

搬入車両ごとに、搬入日時、売払品目ごとの引渡量が記載された計量伝票を発行することが可能であること

本市引渡量が受け入れ可能な能力を有すること（本市以外の受け入れ量と合わせて受け入れ可能な能力を有すること）

祝日を含む月曜日から土曜日の午前9時から午後5時の間、随時に引渡し可能であること。なお、本市から時間外の引渡を求めた場合には、可能な限り受け入れを行うこと

4 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）
- (2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成24・25年度物品売払入札参加承認証の写し

平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー「入札・契約に関する情報を調べる 不用品売払入札のご案内 「平成24・25年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

- (3) 処理施設の図面の写し（所在地・作業場所の明記があるもの）
- (4) 使用する計量器について、計量法第19条に基づく検査に合格していることが証明できる書類の写し

5 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所
上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可
（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html）
- (2) 入札参加申出書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

上記1

(3) 入札参加申出書の受付期間

本公告の日から平成25年1月31日（木）午後5時30分まで

6 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成25年2月18日（月） 午前10時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

7 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

予定価格以上で売払物品ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計が最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

但し、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位のことを落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望するものは、平成25年1月31日（木）までに証明書等の提出をしなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

9 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項の規定に該当する入札

※ 入札参加を認められた者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず引取内容等について説明を受けること。説明について主管局立会者の押印のない入札は無効とする。

10 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 本契約は単価契約とする。

(3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
(環境局総務部総務課)

大阪市交通局公告第1号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階
大阪市交通局総務部経理課 電話 06-6585-6233
メールアドレス
internet-baikyaku@kotsu.city.osaka.lg.jp

2 入札に付すべき事項

| 区分 番号 | 売払物件名 | 数量 (点) | 予定価格 (円) | 入札保証金 (円) |
|----------|---|-----------|-------------|--------------|
| 24-1 | 車号板前面「1102」「1802」2枚セット(大阪市交通局不用品) | 1 | 16,000 | 1,600 |
| 24-2 | 車号板側面「1101」、標記板「1100」「1200」「1400」「1800」5点セット(大阪市交通局不用品) | 1 | 11,000 | 1,100 |
| 24-3 | 車両側面「高速電気軌道標識」(大阪市交通局不用品) | 1 | 2,500 | 250 |
| 24-4 | 車号板側面「3099」シルバー地・青地2枚セット(大阪市交通局不用品) | 1 | 6,000 | 600 |
| 24-5 | 車号板車内「5088」「5588」2枚セット(大阪市交通局不用品) | 1 | 4,000 | 400 |
| 24-6 | 車号板前面「3002」(大阪市交通局不用品) | 1 | 5,000 | 500 |
| 24-7 | 車号板前面「3003」(大阪市交通局不用品) | 1 | 5,000 | 500 |
| 24-8 | 車号板前面「3004」(大阪市交通局不用品) | 1 | 5,000 | 500 |
| 24-9 | 車号板前面「3005」(大阪市交通局不用品) | 1 | 5,000 | 500 |
| 24-10 | 方向板「中津」(大阪市交通局不用品) | 1 | 500 | 50 |
| 24-11 | 尾灯(大阪市交通局不用品) | 1 | 500 | 50 |
| 24-12 | 車止め標(大阪市交通局不用品) | 1 | 500 | 50 |
| 24-13 | 駅構内案内表示板「エレベータ」野田阪神・南巽2枚セット(大阪市交通局不用品) | 1 | 2,000 | 200 |

| | | | | |
|-------|---|---|-------|-----|
| 24-14 | 駅構内案内表示板「大日方面」「八尾南方面」 2枚セット（大阪市交通局不用品） | 1 | 2,000 | 200 |
| 24-15 | 駅構内案内表示板「出口」（大阪市交通局不用品） | 1 | 1,000 | 100 |
| 24-16 | 駅構内案内表示板「2番線東梅田・都島・大日方面」（大阪市交通局不用品） | 1 | 1,000 | 100 |
| 24-17 | 駅構内案内表示板「九条駅」（大阪市交通局不用品） | 1 | 1,000 | 100 |
| 24-18 | 駅構内案内表示板「阿波座駅」（大阪市交通局不用品） | 1 | 1,000 | 100 |
| 24-19 | 吊下設備付き駅構内案内表示板「エレベータ」 （大阪市交通局不用品） | 1 | 1,900 | 190 |
| 24-20 | 天王寺駅料金表その1（大阪市交通局不用品） | 1 | 1,000 | 100 |
| 24-21 | 天王寺駅料金表その2（大阪市交通局不用品） | 1 | 1,000 | 100 |
| 24-22 | バス前面大阪市章2個セットその1（大阪市交通局不用品） | 1 | 3,000 | 300 |
| 24-23 | バス前面大阪市章2個セットその2（大阪市交通局不用品） | 1 | 3,000 | 300 |
| 24-24 | バス前面大阪市章その1（大阪市交通局不用品） | 1 | 2,000 | 200 |
| 24-25 | バス前面大阪市章その2（大阪市交通局不用品） | 1 | 2,000 | 200 |
| 24-26 | バス前面大阪市章その3（大阪市交通局不用品） | 1 | 2,000 | 200 |
| 24-27 | 表示板「臨時」その1（大阪市交通局不用品） | 1 | 500 | 50 |
| 24-28 | 表示板「臨時」その2（大阪市交通局不用品） | 1 | 500 | 50 |
| 24-29 | 表示板「臨時」その3（大阪市交通局不用品） | 1 | 500 | 50 |
| 24-30 | バス乗務員名札入れその1（大阪市交通局不用品） | 1 | 500 | 50 |
| 24-31 | バス乗務員名札入れその2（大阪市交通局不用品） | 1 | 500 | 50 |
| 24-32 | バス乗務員名札入れその3（大阪市交通局不用品） | 1 | 500 | 50 |
| 24-33 | ブレーキ注意灯付き電子時計その1（大阪市交通局不用品） | 1 | 500 | 50 |
| 24-34 | ブレーキ注意灯付き電子時計その2（大阪市交通局不用品） | 1 | 500 | 50 |
| 24-35 | ブレーキ注意灯付き電子時計その3（大阪市交通局不用品） | 1 | 500 | 50 |
| 24-36 | バス乗降中表示灯その1（大阪市交通局不用品） | 1 | 500 | 50 |
| 24-37 | バス乗降中表示灯その2（大阪市交通局不用品） | 1 | 500 | 50 |
| 24-38 | バス乗降中表示灯その3（大阪市交通局不用品） | 1 | 500 | 50 |

| | | | | |
|-------|--------------------------------------|---|-------|-----|
| 24-39 | バス乗降中表示灯その4（大阪市交通局不用品） | 1 | 500 | 50 |
| 24-40 | 停留所名表示器（大阪市交通局不用品） | 1 | 500 | 50 |
| 24-41 | バス停留所名表示板大小セット「今林東部市場前」（大阪市交通局不用品） | 1 | 2,000 | 200 |
| 24-42 | バス停留所名表示板大小セット「生野南小学校前」（大阪市交通局不用品） | 1 | 2,000 | 200 |
| 24-43 | バス停留所名表示板大小セット「田島3丁目」（大阪市交通局不用品） | 1 | 2,000 | 200 |
| 24-44 | バス停留所名表示板大小セット「鶴見」（大阪市交通局不用品） | 1 | 2,000 | 200 |
| 24-45 | バス停留所名表示板大小セット「浜」（大阪市交通局不用品） | 1 | 2,000 | 200 |
| 24-46 | バス停留所名表示板大小セット「出戸バスターミナル」（大阪市交通局不用品） | 1 | 2,000 | 200 |
| 24-47 | バス停留所名表示板大小セット「湯里6丁目」（大阪市交通局不用品） | 1 | 2,000 | 200 |
| 24-48 | バス停留所名表示板「出戸バスターミナル」（大阪市交通局不用品） | 1 | 1,000 | 100 |
| 24-49 | バス停留所名表示板「西島車庫前」その1（大阪市交通局不用品） | 1 | 1,000 | 100 |
| 24-50 | バス停留所名表示板「西島車庫前」その2（大阪市交通局不用品） | 1 | 1,000 | 100 |

※ 予定価格とは、あらかじめ当局が定めた最低落札価格をいう。

3 現地説明会（下見会）の日時及び場所

(1) 日時

平成25年2月12日（火）から同月15日（金）まで（ただし、本市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

大阪市交通局庁舎3階 総務部経理課事務室（住所は1に同じ）

(3) その他

来庁の際は2営業日前までに電話又はメールにて連絡すること（連絡先は1に同じ）

4 引取期限 平成25年3月22日（金）

5 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、当局の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (3) 当局が定めるガイドライン（以下「当局ガイドライン」という。）並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾及び遵守することができる者であること
- (4) 6の方法による参加申込みを申込期間中に行った者であること

6 入札参加申請手続

一般競争入札に参加しようとする者は、次の手続及び入札保証金の納付を10に記載のとおり行わなければならない。

また、この参加申請は本件一般競争入札に限り有効である。

なお、本市において平成24・25年度物品売払入札参加申請を行っている者についても、次の手続を行わなければならない。

(1) 仮申込み

ヤフー株式会社が提供する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）のホームページ上において参加の仮申込手続を行うこと

(2) 申請手続（本申込み）

(1)により仮申込みを完了した者については、入札参加申請手続について必要となる書類は、(1)の手続をもって提出したものとみなし、提出を要しない。

(3) 申請期間

平成25年1月16日（水）午後1時から同年2月5日（火）午後2時まで

7 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加申請手続を申請期間中に行わなかった者
- (2) 入札参加資格を認められなかった者

8 入札説明書の交付場所等

- (1) 本件一般競争入札に関する問い合わせ先 1に同じ
- (2) 当局ガイドライン及び入札説明書等の交付方法
17(1)の当局ホームページに掲載する。

また、公示日から平成25年2月5日（火）午後2時まで1において無償により交付する。（ただし、本市の休日を除く。）

9 契約条項を示す場所 8(2)に同じ

10 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 2に定める金額
- (2) 納付方法

入札に参加しようとする者は、6(1)の仮申込みの際に、当局ガイドラインを承諾したうえで、ヤフー株式会社に代理権を付与する方法（オン納付）により入札保証金を納付しなければならない。なお、持参又は銀行振込（オフ納付）による方法は行わない。

- (3) 契約保証金及び売払代金への充当

落札者が納付した入札保証金は、落札者の申し出により契約保証金及び売払代金に充当することができるものとする。

(4) 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者を除き開札後、当局が定める方法により還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後、還付する。(落札者の申し出により契約保証金へ充当した場合を除く。)

11 入札場所及び期間並びに開札日時

(1) 入札場所 公有財産売却システム上

(2) 入札期間

平成25年2月19日(火)午後1時から同月26日(火)午後1時まで

(3) 開札日時

平成25年2月26日(火)午後1時から区分番号順に行う。

12 入札方法

(1) 公有財産売却システム上において入札価格を入力すること。なお、この入力には、1回限り行うことができる。

(2) 送付及び持参による入札書の提出は認めない。

(3) 入札価格には、取引に係る消費税及び地方消費税相当分を含まないものとする。

13 入札の無効

大阪市交通局契約規程(昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号)第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

14 落札者の決定

公有財産売却システム上において、予定価格以上でかつ、最高価格で応じた入札者を落札者として決定する。なお、応じた価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、公有財産売却システム上において、自動によるくじで落札者を決定する。

15 契約及び契約保証金

落札者は、平成25年3月12日(火)午後2時までに契約を締結するとともに、契約保証金を納付しなければならない。

16 売払代金の納入

契約を締結した者は、平成25年3月12日(火)午後2時までに売払代金を当局が定める方法により納付しなければならない。売払代金は、落札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。(ただし、落札者の申し出により入札保証金を契約保証金及び売払代金に充当した場合は、売払代金から契約保証金を控除した残額とする。)

17 その他

(1) 本件一般競争入札におけるホームページのアドレス(URL)

<http://www.kotsu.city.osaka.lg.jp/business/contract/choutatsu/hyouhin-uri/internet-baikyaku.html>

(2) 問い合わせの期間

1における電話又はメールによる問い合わせは、平成25年1月11日（金）から同年3月22日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）とする。

(3) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。また、契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市交通局契約規程第24条第1項に該当するものとして、その者に係る入札は無効とする。

(交通局総務部経理課)



大阪市水道局公告第1号

条件付一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

大阪市水道局長 井上裕之

1 担当

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
 アジア太平洋トレードセンター(ATC)ITM棟9階
 大阪市水道局総務部管財課
 電話 06-6616-5457

2 入札の性格

本件入札は、3に掲げる物件について、4に掲げる期間により、条件を付した契約で一時使用賃貸借するものである。

3 入札に付する物件

土地

| 物件番号 | 所在地 | 地目 | 貸付地積(m ²) | 指定用途 | 予定価格(賃貸借料月額) |
|------|---|------|-----------------------|-------|--------------|
| ① | 大阪市鶴見区諸口6丁目399番1内 (大阪市鶴見区諸口6丁目16番街区) | 水道用地 | 1,798.78 | 平面駐車場 | 472,179円 |
| ② | 大阪市生野区巽東4丁目77番1内 (大阪市生野区巽東4丁目11番街区) | 水道用地 | 1,896.96 | 平面駐車場 | 399,917円 |

| | | | | | |
|---|-------------------------------|------|----------|-------|----------|
| ③ | 守口市淀江町1番内 (大阪府守口市淀江町11番街区) | 水道用地 | 1,439.53 | 平面駐車場 | 301,420円 |
|---|-------------------------------|------|----------|-------|----------|

※ 予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含みます。

4 一時使用賃貸借の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

5 入札参加資格

個人及び法人

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者及び大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者は、申込みの資格はありません。

6 入札実施要領の交付場所等

- (1) 入札実施要領の交付場所、入札参加申込書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

前記1に同じ

- (2) 入札実施要領の交付方法

公示の日から平成25年1月31日（木）まで

（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

前記1において無償により交付する。

- (3) 入札参加申込書の受付期間

平成25年1月18日（金）から平成25年1月31日（木）まで

（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 入札執行の日時及び場所

平成25年2月21日（木） 午前10時30分

午前9時15分から午前10時まで受付を行う。

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

アジア太平洋トレードセンター（ATC）ITM棟9階

大阪市水道局総務部管財課入札室

8 入札保証金

入札書に記入する賃貸借料（月額・税込み）の3か月分以上

※ 入札保証金は、落札者を除き、開札後還付する。

※ 落札後の入札保証金は、契約保証金に充当する。

9 入札の無効

大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第26条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（水道局総務部管財課）

大阪市人事委員会公告第1号

大阪市会事務局職員組合（登録番号第2号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成25年1月11日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委 員 長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

| 団体における 役名 | 所属名 | 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|--------------|-------------|------|-------|----------------------|
| 執行委員長 | 議事担当 | 事務職員 | 高木 悦史 | 兵庫県宝塚市川面5-22-14 |
| 執行委員 | 総務担当 | 事務職員 | 西川 恵 | 大阪市淀川区東三国4-2-7-402 |
| | 政策調査 担 当 | 事務職員 | 木村 有沙 | 大阪市天王寺区大道1-14-16-303 |

- 2 登録年月日

平成24年12月26日

（行政委員会事務局任用調査部調査課）

大阪市職員共済組合公告第1号

大阪市職員共済組合役員が次のとおり就職したので公告する。

平成25年1月11日

大 阪 市 職 員 共 済 組 合
理 事 長 黒 住 兼 久

- 1 役員に就職した者
- ① 監 事 野田 誠
監 事 田中 浩二
- ② 学識経験監事 谷川 昌司
- 2 就職年月日
- ① 平成24年12月26日
② 平成24年12月27日

（大阪市職員共済組合庶務係）

達

達第58号

東住吉区役所課長等専決規程（平成24年達第43号）の一部を次のように改正する。

平成24年12月28日

大阪市長 橋 下 徹

第3条の見出しを「（総務課長専決事項）」に改め、同条中第2項を削る。

第4条の見出しを「（未来戦略課長等専決事項）」に改め、同条中第1項を次のように改める。

未来戦略課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民相談に係る軽易な事項の処理に関する事
- (2) 軽易又は定例の広報に関する事
- (3) ポスター、はり紙、はり札、立看板、アドバルーン及び広告幕並びにこれらに類する屋外広告物の表示又は掲示の許可に関する事

第4条第2項中「安心まちづくり担当課長」を「安心安全担当課長」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

2 地域連携担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 区役所附設会館の使用許可及び使用料の徴収に関する事。ただし、使用料の減免の決定を除く。
- (2) 軽易又は定例の社会教育事務に関する事

附 則

この改正規程は、平成25年1月1日から施行する。

（平24. 12. 28揭示済）